

第3章 分野別政策・施策

基本目標1【くらし環境分野】

美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち

政策	施策	施策の柱・目標
1-1 豊かな自然環境の保全	1-1-1 スマートエネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> 地産地消型の再生可能エネルギーの導入促進 省エネルギー・節電の取り組み促進 エネルギー教育・学習機会の充実
	1-1-2 自然環境の保全と環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全 環境学習の推進
1-2 快適な生活環境の整備	1-2-1 住みよい環境衛生の整備	<ul style="list-style-type: none"> ごみの適正処理と再資源化の徹底 公害防止対策の強化 飼い犬、飼い猫の適正飼育の推進 火葬場の広域的な運営の推進
	1-2-2 きれいな水を守る生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水による水質汚濁防止対策の推進 下水道事業健全化の促進 自然災害に強い下水道施設の整備 下水道施設の整備と長寿命化整備
	1-2-3 安心・安全な水道水の提供	<ul style="list-style-type: none"> 安定供給と管理体制の充実 水道事業健全化の促進 水道施設の維持管理および耐震化の推進
	1-2-4 多くの人が利用しやすい 利便性の高い公共交通の確保	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築 新たなモビリティサービスの実現 近隣市との連携強化による広域運行の推進
1-3 安全・安心な地域づくり	1-3-1 交通事故のない環境づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全意識の向上 交通安全対策の充実
	1-3-2 犯罪のない安全・安心なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 防犯対策の強化 消費者被害対策の強化
	1-3-3 災害に強い地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害に対するハード・ソフト対策の強化 災害対策の充実と感染症予防の強化 市民の防災意識の高揚と正確な情報発信
	1-3-4 消防・救急救助体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制の強化 市民の火災予防意識の向上 消防団組織の再編による機能の維持
	1-3-5 原子力に関する正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> 原子力に関する情報発信の充実 原子力発電所の安全対策の推進

基本目標 1 美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち

政策 1 豊かな自然環境の保全

施策 1 スマートエネルギーの推進



■施策を取り巻く状況・課題

- 本市は、日照時間や風況などの自然特性に恵まれており、再生可能エネルギーの利用に適した地域です。こうした立地条件を生かし、風力発電施設の設置や公共施設への太陽光発電システムの導入などに積極的に取り組んできました。また、家庭用や事業用の太陽光発電施設の設置も進んでいます。
- しかし、静岡県全体の再生可能エネルギーの導入実績に対しては、まだまだ低い導入比率となっており、引き続き市民や事業者と協力しながら、自然特性を生かしたエネルギーの利用や省エネルギーを推進していく必要があります。
- 2018年（平成30年）3月には「御前崎市エネルギービジョン」を策定し、エネルギーのまちとして総合的なまちづくりを推進しています。今後も引き続き、同ビジョンに基づき、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの推進、関連産業の創出による地域産業の活性化、スマートエネルギーの推進などに取り組んでいく必要があります。
- 小学4年生から中学3年生までの6年間を通して、御前崎市民だからこそ学べるエネルギー教育に取り組んでいます。未来を担う小・中学生がエネルギーに関する知識を習得し、これからの御前崎市、さらには日本のエネルギーについて自ら考える力を身に付けることを目指して、今後も事業の継続を図っていく必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 御前崎市エネルギービジョンの策定
- 新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金の交付

■施策の方針

- エネルギーのまちとして、「御前崎市エネルギービジョン」に基づき、自然特性を生かした再生可能エネルギーの導入や、省エネルギーの推進、関連産業の創出など、市民・事業者・行政が一体となってエネルギーのまちづくりを推進します。
- エネルギーの安定供給を確保するための自立分散型エネルギーとして、再生可能エネルギーの導入を推進します。また、省エネルギーやエネルギーマネジメントの推進により、快適性を維持しつつ、エネルギー利用の高効率化・最適化を進展させ、エネルギー消費量の削減と持続可能なまちづくりの実現を目指します。

■施策の柱・目標

①地産地消型の再生可能エネルギーの導入促進

- 日照時間や風況など、再生可能エネルギーの導入に有利な自然特性を生かし、市民や事業者に対する再生可能エネルギーの普及啓発に取り組みます。
- 家庭への再生可能エネルギー設備の導入を支援し、地産地消型のエネルギーの拡大を図ります。

②省エネルギー・節電の取り組み促進

- 地球温暖化に対する危機感を市民と共有し、家庭や事業所における省エネルギーの取り組みを促進します。
- 市役所などの公共施設でエコアクション21に基づく省エネルギーの取り組みを推進します。

③エネルギー教育・学習機会の充実

- 各種発電施設の見学会を開催し、発電方法の違いやエネルギー別の特性について幅広く学べる機会を提供します。
- 小・中学校において出前講座を開催し、エネルギー全般に対する理解の促進を図ります。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①再生可能エネルギー導入量	74,000kW	150,000kW
②家庭で省エネルギーの取り組みを行っている人の割合	—	80%
③小・中学校における出前講座の実施回数	—	3回/年

基本目標 1 美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち

政策 1 豊かな自然環境の保全

施策 2 自然環境の保全と環境学習の推進



■施策を取り巻く状況・課題

- 本市は、国指定のアカウミガメの産卵地や県立自然公園、自然発生するゲンジボタルなど、豊かな自然資源・環境に恵まれています。こうした自然を守るため、市民ボランティアなどの団体が、河川や海岸の清掃活動を実施していますが、ごみのポイ捨てや近年の豪雨災害などにより海岸のごみが増加しています。
- 近年、生態系や人への健康被害が懸念されるとして、海洋プラスチックごみ問題の解決が地球規模での喫緊の課題となっています。静岡県では県民一人一人によるプラスチックごみの発生抑制と海洋への流出を防止する「海洋プラスチックごみ防止6R県民運動」に取り組んでおり、本市でもこうした活動を広く市民に広め、推進していくことが求められています。
- 環境学習については、子どもたちがリーダーとなって、家庭で地球温暖化防止に取り組む「アース・キッズチャレンジ事業」を実施しています。未来を担う子どもたちに引き続き学習機会を提供し、意識の向上を図る必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 第2次御前崎市環境基本計画の策定
- 市民参加による海岸清掃活動
- アース・キッズチャレンジ事業の実施
- 御前崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

■施策の方針

- 本市の水と緑に囲まれた豊かな自然環境を将来にわたって引き継いでいくため、環境学習を推進し、市民の環境保全に対する意識を高めるとともに、第2次御前崎市環境基本計画に基づき、市民や事業所、行政が一体となって自然環境の保全や継承に向けた取り組みを推進していきます。また、2050年温室効果ガス（CO₂など）排出実質ゼロ表明を行い、脱炭素社会に向けて取り組みます。

■施策の柱・目標

①自然環境の保全

- 市民や事業者、行政が一体となって、ごみゼロ運動や海岸の清掃活動を通じ、ごみを捨てにくい環境づくりに取り組みます。また、海洋プラスチックごみ防止6R運動の啓発などを推進し、美しい御前崎の岬や砂丘を代表とする豊かな自然環境と良好な景観を将来にわたり保全します。

②環境学習の推進

- 市民や学生に対して地球温暖化防止、持続可能な社会の構築について、出前講座などの学習機会への参加の促進を図ります。さらに、個人や各家庭でできる地球温暖化防止対策や海洋プラスチックごみ防止6R運動などの周知を図ります。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①ボランティア活動への参加意識	34.0%	40.0%
②CO ₂ 排出削減へ向けた環境への配慮の取り組み割合	—	50.0%

基本目標 1 美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち

政策 2 快適な生活環境の整備

施策 1 住みよい環境衛生の整備



■施策を取り巻く状況・課題

- 本市では、家庭ごみの適正処理を進めるとともに、資源回収を奨励しごみの減量化、再資源化を推進してきました。しかし、近隣市と比較すると一人当たりのごみの排出量は多く、また事業系ごみも多い状況となっており、引き続きごみの減量化に取り組む必要があります。
- 不法投棄については、パトロールの実施や防止ネット及び監視カメラの設置などで対応していますが、増加傾向です。不法投棄が違反行為であることを意識づけるとともに、不法投棄対策の継続と強化を図っていく必要があります。
- 近年、市民の環境への関心が高まり、公害苦情件数は増加しています。そのため、速やかな苦情処理に努めるとともに、事業者との協力体制のもと公害の未然防止を図り、公害のない住みよい環境を形成していく必要があります。
- 愛玩動物の適正な飼育は飼い主の責任です。しかし、飼い犬の係留違反や猫に関する苦情は減る傾向にはありません。飼い主のマナーの向上を図るとともに、動物ボランティアの育成を進める必要があります。
- 火葬場は施設の更新時期を迎えています。公衆衛生上欠くことのできない施設であり、今後の施設の運営について、検討する必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 第2次一般廃棄物処理基本計画の策定
- 第2次御前崎市環境基本計画の策定

■施策の方針

- 本市は、2050年温室効果ガス（CO₂など）排出実質ゼロ表明を行い、市民一人一人が環境に対する意識を高め、ごみの減量化と再資源化を推進します。
- 事業者からの悪臭などの公害防止に取り組みます。
- 適正飼育の普及啓発により、公衆衛生の向上を図ります。
- 一部事務組合で運営している火葬場の老朽化に対処するため、広域的な運営を視野に入れ、検討していきます。

■施策の柱・目標

①ごみの適正処理と再資源化の徹底

- ごみの減量意識を高めるとともに、分別により再資源化を推進し、古紙などの回収を進め、リサイクル率を向上しごみの減量を図ります。
- 環境美化推進委員と協力して、ごみ集積所の適正管理を進めるとともに、町内会への出前講座などによるごみ出しルールの徹底やマナーの向上に努めます。
- 班回覧、ホームページ、町内会の協力により不法投棄の違法性を情報発信していきます。また、パトロールの強化や必要に応じた防犯カメラの設置など、一層の不法投棄対策を進めます。
- ごみ焼却場は、県が作成を進めている「静岡県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」を考慮しながら、今後の計画を検討していきます。

②公害防止対策の強化

- 定期的に河川などの水質検査や臭気調査を実施し、環境の監視と保全に努めます。
- 工場などの事業者と環境保全協定を締結するとともに、事業所への立ち入り調査や指導により公害の未然防止を図ります。悪臭問題には、規制基準値の超過や周辺住民からの苦情がある事業者に対し、問題解決できるよう行政指導します。

③飼い犬、飼い猫の適正飼育の推進

- 飼い犬の登録、集団接種による狂犬病の予防接種率の向上を図ります。
- 飼い猫の避妊・去勢手術に対する補助や地域猫活動（地域住民が主体となり野良猫に避妊・去勢手術を行い管理する）の推進、室内飼育の奨励などにより、野良猫の増加を抑えます。また、野良猫問題を解決するため、市動物保護協会や動物ボランティア、地域と連携していきます。

④火葬場の広域的な運営の推進

- 火葬場は近年の社会情勢を踏まえ、広域での運営を視野に入れ関係市と協議の上、推進していきます。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①市民1人当たりのごみの排出量	933g/人・日	850g/人・日
②5374(ごみなし).jp御前崎市版のホームページアクセス数	—	18,000件/年
③ごみの出し方動画の視聴回数	—	500件/年
④狂犬病の予防接種率	68.5%	85.0%

基本目標 1 美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち

政策 2 快適な生活環境の整備

施策 2 きれいな水を守る生活環境の整備



■施策を取り巻く状況・課題

- 下水道（公共下水道・農業集落排水を含む）の整備については、処理区域内の整備がおおむね完成しているため、施設の維持管理や耐震化・長寿命化を主体に取り組んでいます。今後、人口減少などによる料金収入の減少、施設や設備の老朽化に伴う更新事業の増大など、財政状況の厳しさが増し、使用料金の見直しを含めた財源の確保が必要となっています。あわせて、計画的・効率的な施設の維持管理、更新が求められています。
- 下水道事業は、2019年度（令和元年度）より公営企業会計に移行し、運用を行っています。引き続き財政状況の明確化・透明性の向上を図りながら、下水道事業の健全化を図っていく必要があります。
- 御前崎・白羽地区は、合併処理浄化槽推進委員の協力のもと、合併処理浄化槽の設置を促進し、生活排水の適正処理を進めています。引き続き未設置世帯に対し設置を促し、生活排水による水質汚濁の防止を図っていく必要があります。

前期基本計画での 主な取り組み

- 第2次一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画含む）の策定
- 下水道総合地震対策計画、下水道業務継続計画の見直し
- 公営企業会計への移行
- 公共下水道の地震対策・長寿命化事業

■施策の方針

- 快適な生活環境の確保や河川などの水環境を保全するため、下水道と合併処理浄化槽による地域に合った生活排水処理対策を推進します。さらに、地震などの自然災害に強い下水道施設の整備及び長寿命化を推進します。

■施策の柱・目標

①生活排水による水質汚濁防止対策の推進

- 下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を積極的に促進し、生活排水による河川や海域の水質汚濁防止につなげるとともに、市民が快適に生活できる環境づくりを推進します。
- 合併処理浄化槽の設置に要する経費について、補助制度により単独浄化槽やくみ取り便槽からの切り替えを促進します。
- 浄化槽の適正な管理のため、浄化槽を設置している家庭に対して、浄化槽法に基づく定期清掃や法定検査受検の指導を行います。

②下水道事業健全化の促進

- 御前崎市下水道事業経営戦略（2021～2030）に基づき、将来にわたり、安定した継続的な事業運営を行っていくため、事業の効率化や使用料金の適正化を進め、下水道事業の健全化を目指します。
- 2019年度（令和元年度）より公営企業会計に移行したことから、財政状況の明確化・透明性の向上を図るとともに、独立採算の原則を意識した企業経営に留意していきます。

③自然災害に強い下水道施設の整備

- 下水道は生活において必要不可欠な施設であるため、災害時においても下水道の機能を保持できるよう、浄化センターや管路施設について地震対策や津波浸水対策を推進します。
- あらゆる災害においても下水道事業が継続できるよう、業務継続計画（BCP）の随時見直しを行います。

④下水道施設の整備と長寿命化整備

- スtockマネジメント計画に基づき、下水道施設の長寿命化対策を実施することにより、設備の長寿命化およびライフサイクルコストの縮減を図ります。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①汚水処理人口普及率	84.8%	94.4%
②汚水処理費にかかる費用を下水道使用料で賄っている割合	34.7%	65.7%
③下水道施設の耐震化率	30.0%	43.3%
④ストックマネジメント計画に基づく設備の長寿命化率	5.1%	100.0%

基本目標 1 美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち

政策 2 快適な生活環境の整備

施策 3 安心・安全な水道水の提供



■施策を取り巻く状況・課題

- 本市は大井川広域水道（企業団）と榛南水道（県企業局）から100%受水しています。今後も安心・安全な水道水の給水を維持していくためには、供給事業者との連携を強化し、徹底した水質管理を図っていく必要があります。
- 自己水源がないため、災害時における安定供給には不安があります。災害時においても迅速に給水が行えるように、給水施設の適正な維持管理、更新が必要となっています。
- 水道事業会計は、人口減少などにより給水量及び料金収入が減少傾向にあり、財政的に厳しい状況が続いています。今後もこうした状況が続くと見込まれるなかで、健全な経営を持続していくためには、料金改定も含めた水道事業の健全化を図っていく必要があります。

前期基本計画での 主な取り組み

- 水道事業基本計画、水道ビジョン（2019～2028）の策定
- 管路更新計画の策定
- 水道事業経営戦略の策定
- 老朽管の更新

■施策の方針

- 安心・安全に飲める水を供給できるよう徹底した水質管理を行うとともに、水道料金の適正化と事業財政の健全性を保持していきます。また、災害時でも迅速に給水が行えるように老朽化した管路の更新や、水道施設の適正な維持管理を推進します。

■施策の柱・目標

①安定供給と管理体制の充実

- 安心・安全に飲める水を維持するため、徹底した水質管理に取り組みます。
- 大井川広域水道および榛南水道と管路更新計画や受水計画などについてさらに連携を図り、安定した受水を行います。また、適正水圧の確保、直結給水の拡大を図ります。

②水道事業健全化の促進

- 健全な経営を持続するため、御前崎市水道事業経営戦略(2019～2028)に基づき、事業の効率化を図りながら水道料金の適正化を進め、事業財政の健全性を保持していきます。また、近隣市との連携を深め受水費軽減や広域化に向けた検討を行います。
- 水道料金お客さまセンターが効率的に運営できるよう連携を図るとともに、適切な指導を行い、未収金の回収に努めます。

③水道施設の維持管理および耐震化の推進

- 水道施設の適切な維持管理や災害時の応急給水に対応するため、老朽化した施設の更新や耐震化を推進します。
- 定期的な保守点検を実施し、水道施設の不具合箇所の早期発見に努めます。
- 安心・安全に飲める水を安定供給するため、管路更新計画に基づき、老朽管の更新を推進し耐震管路の整備を図ります。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①濁水発生件数	8件/年	5件/年
②給水にかかる費用を水道料金で賄っている割合	72.5%	85.0%
③管路の耐震化率	21.8%	23.3%
④水道施設の耐震化実施箇所数	6 / 9箇所	8 / 9箇所

基本目標 1 美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち

政策 2 快適な生活環境の整備

施策 4 多くの人が利用しやすい利便性の高い公共交通の確保

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- 鉄道がない本市では、バス路線が重要な移動手段の一つとなっています。市内には民間事業者が運行する路線バス2路線と、本市が運行する自主運行バス3路線（2路線は牧之原市と共同）があります。自主運行バスの年間利用者数は横ばい状態ではありますが、経費などの高騰による市負担額は増加傾向にあり、利用率を高めるためにも状況に応じたダイヤの改正やルートの変更、料金改定などが必要となっています。
- 地域協働バスは5地区（朝比奈・新野・比木・佐倉・高松）で地区の運営団体（ボランティア）によって運行していますが、運行形態にばらつきがみられることから、統一的なルールづくりが課題となっているとともに、ボランティア運転手の高齢化による確保も課題となっています。
- 市民意識調査の結果では、公共交通に対する利便性の向上への期待値は年々増えています。増加の理由としては、免許返納者の増加もありますが、核家族化が進んでいるなかでの将来への不安、今は利用しないが将来困ると考える市民が多くなっていると考えられます。

前期基本計画での
主な取り組み

- 御前崎市地域公共交通網形成計画の策定
- 佐倉地区、高松地区での地域協働バスの運行

■施策の方針

- 地域の特性や公共交通に対する需要、利用者のニーズなどを踏まえ、自主運行バス及び地域協働バスの改善、充実などにより、利便性の高い公共交通、利用しやすくなる公共交通の確保を目指します。また、自動運転技術の導入など、新たな公共交通サービスの実現に向けた可能性などについて検討します。

■施策の柱・目標

①持続可能な地域公共交通ネットワークの構築

- 自主運行バスの利用者ニーズなどを踏まえたダイヤ改正、ルート変更、安価な料金設定、乗りたくなる車両の導入などを推進するとともに、ICTなどを活用した、バスの時刻・運賃・乗り継ぎなどに関する情報提供の充実・強化を図り、利便性の向上を図ります。
- 地域協働バスの運行支援を継続し、各地域でばらつきのある運行形態や運行規則などの統一化を進めます。また、運転手の高齢化や新たな運転手による担い手不足への対応、基幹路線への接続などの課題の改善を図り、安全性や利便性の向上を図ります。

②新たなモビリティサービスの実現

- 自動運転技術などの発展に伴い、自動運転車両や新型輸送サービス（グリーンスローモビリティ）などの近未来交通の導入に向け、交通事業者などとの連携により実証実験などを実施します。

③近隣市との連携強化による広域運行の推進

- 広域的な移動の確保や新たな需要の創出、市民のニーズに応えることを目的に、重要な結節点である菊川駅、相良営業所などを有する近隣市との連携・調整を図ります。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①自主運行バスの利用者数	79,269人/年	100,000人/年
②地域協働バスの利用者数	4,135人/年	5,000人/年
③市内の公共交通機関が利用しやすいと思う人の割合	6.5%	30.0%

基本目標 1 美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち

政策 3 安全・安心な地域づくり

施策 1 交通事故のない環境づくりの促進



関連するSDGs

■施策を取り巻く状況・課題

- 警察などの関係機関と連携・協力しながら、日常の交通安全啓発活動や交通安全施設の維持管理など、継続的に交通安全対策に取り組んでいます。交通事故減少のためには、市民一人一人の交通安全意識の向上が必要であり、交通事故のない環境づくりの実現のためには、引き続き継続的な広報啓発活動、交通安全施設整備の必要があります。
- 交通事故の件数は年々減少傾向にありますが、高齢者が起因する事故や交差点での事故が高い比率で発生しています。また、車・自転車運転中のスマートフォン操作による事故なども問題となっており、街頭啓発や中高生への自転車マナー向上キャンペーンを実施しています。

前期基本計画での 主な取り組み

- 第10次交通安全計画の策定
- 交通危険箇所へのカーブミラーや交通安全啓発表示などの設置

■施策の方針

- 交通安全に関する継続的な広報啓発活動及び、交通危険箇所へのカーブミラーの設置や交通安全啓発表示などの交通安全対策を実施します。ハード・ソフトの両面を整備することにより、市民一人一人の交通安全に対する意識を高め、本市から悲惨な交通事故を一件でも減らし、安全・安心な暮らしを守っていきます。

■施策の柱・目標

①交通安全意識の向上

- 御前崎市交通指導隊や御前崎市交通安全会、警察などの関係機関と連携して、交通安全の広報啓発活動や交通安全キャンペーンなど継続的な取り組みを通じて、市民一人一人の交通安全や交通マナーに対する意識を高め、交通事故防止を図ります。
- 全国的に高齢者が起因する交通事故が高い比率で発生しているなかで、高齢者向けの交通安全教育の強化などに取り組みます。また、自転車が起因する重大事故を未然に防ぐため、自転車マナーの向上対策や「思いやり・ゆずり合い」運転の推進を図ります。

②交通安全対策の充実

- 事故発生場所や交差点などの交通危険箇所への交通安全対策により、交通事故を未然に防ぐ環境を整備します。また、カーブミラーなどの交通安全施設については、GISによる位置情報とともに一元的な管理への移行を進めます。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①人口1万人当たりの事故件数	39件/年	33件/年

基本目標 1 美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち

政策 3 安全・安心な地域づくり

施策 2 犯罪のない安全・安心なまちづくり

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- 複雑多様化する犯罪被害を抑止するため、警察や消費者生活センターなどの関係機関と連携・協力しながら、同報無線や音声告知放送、防犯パトロールなどによる広報啓発活動を実施しています。犯罪被害を未然に防ぎ、減少させるためには、多岐にわたる防犯対策が不可欠であり、犯罪発生情報を把握し、広報啓発活動により、市民一人一人の防犯意識を向上させる必要があります。
- 防犯灯設置費補助により、町内会での防犯灯の設置を促進しています。防犯灯の設置は、夜間の犯罪抑制や市民の不安解消に一定の効果をあげており、今後も継続して設置を促進するとともに、適切な維持・管理を図る必要があります。
- 近年の消費者被害は、スマートフォンの普及などデジタル化の加速により、高齢者に限らず幅広い年齢層に広がっています。また、被害手口も複雑巧妙化しており、消費者被害や消費者生活のトラブルを未然に防ぐためには、消費者被害情報の情報発信やライフステージに応じた消費者教育など、総合的な対策が必要です。

前期基本計画での
主な取り組み

- 青色防犯パトロール
- 既存防犯灯の一括LED化

■施策の方針

- 警察や防犯関係機関との連携を強化し、犯罪発生情報や消費者被害情報を提供します。また、犯罪被害防止を呼び掛ける広報啓発活動を通じて、市民一人一人の防犯や消費者被害に関する意識の向上を図り、複雑多様化、巧妙化する犯罪被害を未然に防ぎ、犯罪のない安全・安心なまちをつくります。

■施策の柱・目標

①防犯対策の強化

- 警察や防犯関係機関と連携しながら、犯罪発生情報の提供や広報啓発活動を実施し、市民一人一人の防犯意識の向上を図ります。また、防犯パトロールの実施などの対策を強化し、複雑多様化する犯罪被害を未然に防ぎます。
- 既存防犯灯の適切な維持・管理や、新規に防犯灯を設置するなど、夜間の街頭犯罪が起こらない安全・安心なまちづくりを推進します。また、防犯灯のGISによる管理への移行を進めます。

②消費者被害対策の強化

- 消費生活センターは、消費者庁や静岡県と連携を強化し、デジタル化の普及などにより複雑巧妙化する消費者被害の情報を把握するとともに、消費者被害の相談体制や救済に向けた支援の充実と強化に努めます。
- ホームページや広報紙などによる広報啓発や、ライフステージに応じた消費者教育を実施し、消費者被害や消費者生活に関するトラブルを未然に防ぎます。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①犯罪率	0.26%	0.20%
②消費者被害救済対応率	100%	100%
③市内で犯罪被害に遭う不安についての感じ方	45.4%	35.0%

基本目標 1 美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち

政策 3 安全・安心な地域づくり

施策 3 災害に強い地域づくり



■施策を取り巻く状況・課題

- 静岡県第4次地震被害想定では、本市において南海トラフ巨大地震などの発生や、沿岸部への津波による甚大な被害が予想されています。本市では津波被害に備え、津波避難タワー、避難路の整備や津波避難誘導灯の整備などに取り組んできました。
- 各方面隊・自主防災会では、地域の実情に合わせた防災訓練を実施しています。しかし、防災意識の共有や自主防災組織の役員交代時の引き継ぎ体制の確立、女性の積極的な自主防災会役員への参画などが課題となっています。
- 日本各地で大型の台風や集中豪雨による水害、土砂災害が発生しています。河川の越水や土砂災害などに対しても危機意識を持ち、防災・減災対策の強化を図っていく必要があります。
- 万一の原子力発電所の事故に対し、静岡県は浜岡原子力発電所の周辺11市町と連携し地域原子力災害広域避難計画を策定しています。本市では広域避難計画に基づき、住民の迅速・安全な避難を目的に関係機関との協議を行っています。引き続き、広域避難計画の実効性の確保、住民への周知を図っていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、感染症を踏まえた備蓄計画の見直しや避難所運営マニュアルの更新などを推進していく必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 地域防災計画の見直し
- 防災委員等育成講演会

■施策の方針

- 地震、津波、風水害などの自然災害や万一の原子力発電所事故などの災害に備え、市民一人一人の防災意識の高揚を図ります。また、方面隊や自主防災会など共助となる地域防災力を強化するとともに、防災関係機関が一体となり防災体制のさらなる強化を図り、災害に強いまちづくりに取り組みます。さらに、感染症に対する予防対策の強化を図ります。

■施策の柱・目標

①自然災害に対するハード・ソフト対策の強化

- 一人でも多くの市民の命を守るためのアクションプログラムや、津波避難計画方針書などに基づき、安全な避難路の確保や津波避難困難区域（空白域）の解消、観光客の避難対策など、地域の実情にあった防災・減災対策を推進・強化します。
- 自主防災リーダーの育成や自主防災会への女性の積極的な役員登用などにより、各方面隊、自主防災会の育成強化を継続していくとともに、組織間の連携を強化することで、あらゆる災害に対する地域防災力の更なる向上を図ります。
- 避難所運営にあっては、公助のみに頼ることのない自助・共助による開設・運営をめざし、実災害を想定した防災訓練・避難所運営訓練の実施や、マニュアルなどの作成に取り組みます。また、災害物資・医療物資の調達関係の災害協定を推進します。
- 実災害を想定し、地域防災計画や原子力災害広域避難計画を踏まえた防災訓練を実施し、各計画の検証と見直しを図ります。

②災害対策の充実と感染症予防の強化

- 地震、津波などの自然災害や原子力災害に備え、感染症対策を踏まえた備蓄計画の見直しと災害物資の充実を図り、防災・減災対策を推進・強化します。
- 災害時におけるマンパワーの確保や災害支援物資の確保など、被災者に対する救援の円滑化や早期安定を図るため、災害協定の積極的な締結を推進します。
- 感染症対策を踏まえ、消毒液やマスクなどの物資の充実や新しい生活様式の徹底を促す広報などを行い、感染症予防の強化を図ります。

③市民の防災意識の高揚と正確な情報発信

- 防災指導員などを活用した防災講演会の開催や子ども達への防災教育の実施などにより、地震や津波、風水害、原子力事故などの災害に対する正しい知識の普及を図るとともに、市民が自らの判断で避難行動をとることができるよう防災意識の高揚を図ります。
- 緊急速報メールへの多言語対応や防災・減災に特化したスマートフォンアプリの開発など、日本語の理解が十分でない外国人に対する防災・避難情報の発信体制を確立し、すべての人に対して迅速に災害情報が届く伝達手段の強化を図ります。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①女性防災指導員の確保	0人	4人
②災害協定の整備件数	65件	80件
③御前崎市防災メール登録件数（アプリ登録含む）	2,609件	5,000件

基本目標 1 美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち

政策 3 安全・安心な地域づくり

施策 4 消防・救急救助体制の充実

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- 市街地への消防本部移転、白羽出張所の開設により、救急車現場到達時間が短縮し、救命率の向上に繋がっています。また、積極的な予防活動・防火指導などにより、出火率は全国平均を下回っています。今後もこうした取り組みを継続・強化することで、救命率の向上や火災件数の減少に努めていく必要があります。
- 全国各地で多発する、複雑化した都市災害や多様化する自然災害にも耐え得る更なる消防力の強化を図るため、人材の確保・能力向上や計画的な車両、資機材の整備などが必要となります。また、東遠地区の消防救急広域化に向けた、連携・協力体制を構築していく必要があります。
- 地域防災の要である消防団においては、団員の確保が厳しい状況が続き、欠員が生じており、消防団機能を十分に果たせなくなることが懸念されます。今後とも消防団機能を維持・継続していくため、引き続き団員の確保に努める必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 消防本部の移転、白羽出張所の開設
- 御前崎市消防整備計画の策定

■施策の方針

- 火災やあらゆる災害に対応できる消防力を強化するため、東遠地区消防の連携・協力などにより組織体制の強化を図るとともに、計画的な車両や資機材の整備を推進します。あわせて、計画的に人員を採用するとともに、救急・消火・救助・予防業務の専門的知識を有する人材の育成に努めます。また、火災予防の啓発活動を推進することで、出火率の低減を図ります。

■施策の柱・目標

①組織体制の強化

- 市街地に移転した消防本部、新たに開設した白羽出張所を中心とした組織体制の充実・強化を図ります。また、車両、資機材など現有資源の最大活用を図るとともに、計画的な車両、資機材の整備を推進し、大規模災害や複雑多様化する災害にも耐え得る消防力の強化を図ります。
- 消防基盤の強化のため、中東遠地域で共同運用する消防指令センターとの業務の調整を図るとともに、効率的な組織運営のため、東遠地区消防の連携・協力を推進します。長期的には東遠地区の消防救急広域化を目指していきます。
- 職員の能力向上、知識習得を推進し、救急・消火・救助・予防業務の専門知識を有する職員の育成・確保を図ります。

②市民の火災予防意識の向上

- 予防業務を適切に遂行するため、専門的な知識を有する職員を配置します。
- 住宅用火災警報器の設置など、高齢者世帯に重点を置いた全世帯を対象とする住宅防火対策をさらに促進します。また、火災予防に関する情報発信を行い、市民の火災予防意識の向上を図ります。
- 事業所に対し適切な消防設備などの設置、維持管理を指導し、事業所の火災予防意識の向上を図ります。

③消防団組織の再編による機能の維持

- 消防団組織の再編に向け、消防本部、消防団本部役員及び各地域が一つになり、消防団の環境改善を図り、団員の確保、機能の維持に努めていきます。
- 消防団員の所属する企業などに対して、消防団活動に対する理解をしてもらうため協力要請を行っていきます。また、消防団員が勤めていない事業所に対しても、団員確保のため、勧誘PR活動を行っていきます。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①人口1万人当たりの出火率	2.5件/年	2.2件/年
②住宅用火災警報器の設置率	64%	68%
③消防団員の充足率	87%	100%

基本目標 1 美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち

政策 3 安全・安心な地域づくり

施策 5 原子力に関する正しい知識の普及



■施策を取り巻く状況・課題

- 浜岡原子力発電所は2011年（平成23年）5月から全号機停止しており、新規制基準の適合に向けた対策工事が進められています。国では、エネルギー基本計画に基づき安全性を最優先にした上で再稼働を進める方針を示しています。こうした原子力を取り巻く環境を踏まえながら、引き続き市民への原子力に関する正しい知識の普及、理解促進に努めていく必要があります。
- 原子力に関する知識の普及にあたっては、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に対しわかりやすい情報提供や、多くの市民が関心を寄せる情報提供などが必要となります。

前期基本計画での 主な取り組み

- 原子力発電所などの視察や見学会の開催
- 原子力に特化したホームページの更新

■施策の方針

- 原子力発電所の立地市として、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に、原子力に関する情報発信や施設見学会などを通じて、正しい知識の普及を図ります。
- 浜岡原子力発電所の安全対策工事の点検や、安全協定に基づく発電所の周辺環境の確認・監視などを行い、その状況について市民にわかりやすく発信します。

■施策の柱・目標

①原子力に関する情報発信の充実

- より多くの市民に原子力に関する正しい知識の普及を図るため、ホームページの充実や情報発信ツールの整備を行います。ホームページでは、継続的な環境放射線の調査結果を公表するとともに、幅広い年齢層への情報発信に努めます。
- 見学会や学習会などを開催することで、実際に自分で見て聞いて正しく理解する機会を提供するとともに理解度の向上を図ります。

②原子力発電所の安全対策の推進

- 浜岡原子力発電所と周辺環境の安全を確保するため、事業者に対して、地震・津波対策の確実な実施、人為的ミス撲滅など、安全対策の徹底を求めます。
- 安全協定に基づく通報の運用、原子力発電所周辺の環境放射線・放射能の監視を継続して行い、周辺環境の安全確保に努めます。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①視察・見学会などに参加し60%以上理解した人の割合	84%	90%
②浜岡原子力発電所の津波対策工事等の点検実施回数	11回/年	12回以上/年

基本目標2【都市基盤分野】

市民協働による居ここのよいまち

政 策	施 策	施策の柱・目標
2-1 快適な暮らしを支える都市空間の充実	2-1-1 市民の憩いの場となる公園管理	<ul style="list-style-type: none"> 適正な維持管理による公園施設の長寿命化の推進 市民協働による、自然と調和した公園景観の管理
	2-1-2 計画的な土地利用、都市施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 適正な土地利用の促進 空家対策の推進
2-2 快適な生活基盤の拡充	2-2-1 住み続けられる住宅改修の促進	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化の促進 住宅の長寿命化の促進
	2-2-2 快適な道水路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民等との協働による道路整備および維持管理 河川・水路の計画的な改修
	2-2-3 道路施設の耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁耐震化の推進
2-3 土木施設の適切な管理	2-3-1 道路・河川の長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 道路施設や河川施設の点検と計画的な維持管理の推進 協働による道路・河川愛護活動の促進 新技術(点検等メンテナンス技術)の導入

基本目標 2 市民協働による居ごちのよいまち

政策 1 快適な暮らしを支える都市空間の充実

施策 1 市民の憩いの場となる公園管理



■施策を取り巻く状況・課題

- 都市公園や農村公園などの各種公園を管理しています。
- 公園の遊具などの施設は、長寿命化計画に基づき修繕などを行っていますが、費用は増加傾向にあります。引き続き長寿命化計画を基本としながら、現場に応じた柔軟な対応を図り、限られた予算のなかでより効率的・効果的な維持・管理をしていく必要があります。
- 公園内の清掃や草刈りなどの日常管理は、地区を中心とした管理組合に委託をしています。引き続き公園が市民の憩いの場として多くの人に利用されるためには、市民協働による公園内の日常管理の取り組みを広げていく必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 各種公園の管理（長寿命化計画に基づく施設修繕）

■施策の方針

- 市民が憩いの場としてくつろぐことができる公園を維持するため、長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な点検・修繕により、安全・安心な公園の維持管理に取り組みます。また、市民協働を通じて景観の保全と日常管理を促進します。

■施策の柱・目標

①適正な維持管理による公園施設の長寿命化の推進

- 遊具などの施設は、定期的な安全点検、長寿命化計画に基づく修繕などを実施し、安全で安心な公園の維持管理に取り組みます。
- 利用状況と利用者ニーズに配慮した施設の改修に努め、憩いの場を確保します。

②市民協働による、自然と調和した公園景観の管理

- 市民協働による公園の清掃や草刈りなどの日常管理を積極的に推進し、公園の保全に対する市民一人一人の意識の高揚を図ります。
- 利用者のモラル、マナーの向上のために、市民への啓発活動だけでなく、実効性の高い対策に取り組みます。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①公園施設長寿命化計画に基づく施設修繕の実施率	44%	80%
②市内の公園について管理が行き届いている（景観が保たれている）と感じる市民の割合	—	50%

基本目標 2 市民協働による居ごちのよいまち

政策 1 快適な暮らしを支える都市空間の充実

施策 2 計画的な土地利用、都市施設の整備



■施策を取り巻く状況・課題

- 人口減少や高齢化が進むなかで、こうした社会情勢に対応したまちづくりが求められています。本市では、2019年度（令和元年度）に「御前崎市の地域資源をいかし、官民が協力して、持続的に発展する御前崎」を目標とする御前崎市都市計画マスタープラン（改訂版）を策定しました。今後は都市計画マスタープランの実現に向け、適正な土地利用の促進、計画的な都市施設などの整備を推進していく必要があります。
- 都市計画道路の未整備区間は、大部分が県道となっています。県に対して早期整備を要望していく必要があります。
- 全国的に問題となっている空家問題に対し、御前崎市空家等対策計画を策定しました。今後は計画に基づき総合的な対策を推進していく必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 国土利用計画（第2次御前崎市計画）の策定
- 御前崎市都市計画マスタープラン（改訂版）の策定
- 御前崎市空家等対策計画の策定
- 都市計画道路の整備

■施策の方針

- 地域特性に応じた適正な土地利用の促進や、空家対策などを推進することで、「持続的に発展する御前崎市」の実現を目指していきます。

■施策の柱・目標

①適正な土地利用の促進

- 国土利用計画（第2次御前崎市計画）や御前崎市都市計画マスタープラン（改訂版）に基づき、自然地、農地、市街地、集落地などの地域特性に応じた適正な土地利用を促進していきます。
- 土地利用の促進にあたっては、都市計画法、土地利用事業の適正化に関する指導要綱などに基づき、開発行為や土地利用事業を適正に審査し、市民が快適に過ごせるよう、良好な環境維持への誘導を図ります。
- 都市計画道路については、未整備区間の大部分が県道であり、県に対して早期整備を投げ掛け、道路ネットワークが機能するように道路整備を促進します。

②空家対策の推進

- 御前崎市空家等対策計画に基づき、空家などの解消に向け、法律や不動産、建築などの専門家と連携しながら対策に取り組めます。空家などの活用の促進については、空家バンクを開設し、積極的な情報発信を推進していきます。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①街路整備率	80.4%	85.0%
②空家バンク掲載物件における成約件数	—	15件

基本目標 2 市民協働による居ごちのよいまち

政策 2 快適な生活基盤の拡充

施策 1 住み続けられる住宅改修の促進

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- 1981年（昭和56年）5月以前の旧耐震基準で建築された住宅の所有者に対し、ダイレクトメールや戸別訪問などにより無料耐震診断や耐震補強を促していますが、高齢者の一人暮らし世帯の増加や自己負担額への抵抗などにより、実施件数は伸び悩んでいます。引き続き、制度活用のPRなどを通して耐震化の必要性・重要性の市民意識を高め、住宅耐震化を促進していく必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 御前崎市耐震改修促進計画の改正
- TOUKAI-0事業
- 住宅リフォーム支援事業

■施策の方針

- 1981年（昭和56年）5月以前の旧耐震基準で建築された住宅に対し、無料耐震診断を実施し耐震化工事を促進することで、新耐震基準に適合しない住宅の耐震化を促進します。また、長寿命化のための住宅改修を促進することで、いつまでも住み続けることができる安全・安心な住環境を整えます。

■施策の柱・目標

①住宅の耐震化の促進

- ダイレクトメールや戸別訪問、リーフレット配布、パネル展などによりTOUKAI-0事業を周知し、無料耐震診断の受診や住宅耐震工事を促進します。

②住宅の長寿命化の促進

- 住宅リフォーム支援事業をとおした住宅の長寿命化や省エネ化改修工事を促進し、住環境の向上による住みやすいまちを目指します。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①住宅の耐震基準を満たしている割合	68.8%	75.0%
②お住まいの住居に対して満足している市民の割合	59.3%	70.0%

基本目標 2 市民協働による居ごちのよいまち

政策 2 快適な生活基盤の拡充

施策 2 快適な道水路網の整備



関連するSDGs

■施策を取り巻く状況・課題

- 限られた財源のなかで、地区要望などにに基づき、重要度や優先度を踏まえ既存道路の改良整備を進めています。事業を進めるにあたっては、用地買収などにおいて地権者や地元町内会の協力が不可欠で、特に整備延長が長い場合には、地元推進組織を立ち上げ合意形成・事業推進を協働で進めていくことが求められます。
- 河川や水路については、市街化が進んだ地域の流域調査や豪雨による氾濫箇所の調査を行い、計画的に改修を行っています。近年、日本各地で台風や集中豪雨による被害が頻発するなかで、引き続き、水害に備えた河川・水路の整備を推進していく必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 第2次道路整備計画の策定
- 道路、河川・水路の計画的な整備

■施策の方針

- 既存道路を活用し、自然災害などあらゆる災害に備え、全ての道路利用者が安全・安心・快適に道路を利用できるよう整備していきます。また、近年増加している集中豪雨や台風に対応した、河川や水路の計画的な改修・整備を進めます。

■施策の柱・目標

①地域住民等との協働による道路整備および維持管理

- 町内会、地元役員などから構成される地元組織との協働による合意形成、事業の推進、維持管理を行うことで、道路利用者の安全・安心を考えた整備および維持管理と、地区要望の実現を目指します。

②河川・水路の計画的な改修

- 近年増加している大型台風や集中豪雨から市民の安全な暮らしを守るため、緊急性や重要性を踏まえた優先順位に基づき、河川・水路の計画的な改修整備を推進します。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①道路整備に対して満足している市民の割合	44.1%	50.0%

基本目標 2 市民協働による居ごちのよいまち

政策 2 快適な生活基盤の拡充

施策 3 道路施設の耐震化の推進



■施策を取り巻く状況・課題

- 市内には多くの橋梁があり、生活基盤として日々利用されています。災害時には、これらの橋梁にも被害が発生することが予想されるため、本市では避難路上の橋梁について優先的に耐震化工事を進め完了しました。今後は、その他の橋梁についても、最新の施設状況などを踏まえ重要度や優先度を再整理し、耐震化の計画を策定し、工事を進めていく必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 橋梁点検、橋梁耐震補強事業
- 橋梁個別施設計画の策定

■施策の方針

- 橋長10m以上の重要橋梁について、個別施設計画に基づき計画的に耐震化工事を実施し、災害時などにおける安全な道路交通を確保します。

■施策の柱・目標**①橋梁耐震化の推進**

- 災害に備え、耐震化が図られていない重要橋梁の耐震化を推進します。耐震化にあたっては、耐震と修繕の両方の優先順位を兼ねた個別施設計画に基づき、道路メンテナンス事業内で修繕と連動しながら計画的に推進します。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①橋梁耐震化が完了した割合	39%	51%

基本目標 2 市民協働による居ごちのよいまち

政策 3 土木施設の適切な管理

施策 1 道路・河川の長寿命化の推進

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- 市内の多くの道路施設で老朽化が進んでおり、道路パトロールや市民からの連絡により部分的な補修を行っています。道路施設の維持管理費は、劣化の進行に比例して増加していく傾向にあり、点検・計画・修繕のメンテナンスサイクルを確立し、計画的な対策を行う必要があります。
- 現在、本市では舗装や照明灯、河川施設などの橋梁以外の個別施設計画が未策定であり、メンテナンスサイクルの確立を図るためには、各個別施設計画を策定する必要があります。
- 市民との協働による道路・河川愛護活動などを実施し、道路・河川の環境美化を図っています。しかし、地域住民の高齢化や地域コミュニティの希薄化などにより、近い将来の参加人数の減少、活動（草刈面積）の縮小が懸念されています。今後は、こうした状況に対応するため、愛護活動の仕組みや支援の方法などについて検討する必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 橋梁の修繕
- 道路・河川愛護活動の支援

■施策の方針

- 老朽化した道路施設や河川施設の点検により、その健全度を把握し、修繕計画を立てて修繕することで、市民生活の安全を確保するとともに、道路施設や河川施設を長寿命化し、施設にかかる費用を抑えます。また、道路・河川愛護活動を通して市民や企業などとの協働による道路・河川の環境美化、維持・管理を推進します。

■施策の柱・目標

①道路施設や河川施設の点検と計画的な維持管理の推進

- 道路施設や河川施設を点検し、橋梁以外の舗装や照明灯、河川施設などについても個別施設計画を立てて、各施設を計画的に修繕する土木施設全般のメンテナンスサイクルの充実を図ることで、市民生活の安全を確保するとともに、修繕費用の削減につなげます。

②協働による道路・河川愛護活動の促進

- 市民や企業などに道路・河川愛護活動に対する理解と協力を呼びかけるとともに、活動に対する補助制度を継続し、市民や企業などとの協働による道路・河川の環境美化、維持・管理を推進します。
- 愛護活動で対応しきれない部分の活動については、業者に依頼するなどの補助を行うとともに、新技術の活用を研究し、コストの縮減を図ります。

③新技術(点検等メンテナンス技術)の導入

- 民間企業などが持つドローンや走行型計測車両などの新技術を活用することで、点検精度の向上を図るとともに、メンテナンスの省力化、コストの縮減に努めます。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①橋梁の修繕が完了した割合	97%	100%
②道路・河川愛護活動参加団体数	30団体	35団体
③個別施設計画策定数	0 施設	2 施設

基本目標3【健康福祉分野】

すべての人が健康で安心して暮らせる 支え合うまち

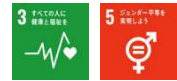
政 策	施 策	施策の柱・目標
3-1 安心して 出産・子育てが できる環境整備	3-1-1 子どもを安心して産み育てる ことができる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 健全な出産・育児ができる支援体制の整備 ICTを活用した相談システムの導入 子育てしながら社会で活躍できる支援体制の充実
	3-1-2 誰もが幸せに生活できる 体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 健全な養育ができる支援体制の整備
3-2 心と体の 健康づくり	3-2-1 自ら健康管理ができる 環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 健康であるための健康教育と予防接種の推奨 健康診断とがん検診等の受診強化策の充実 個人と地域が相互に健康を考え、取り組む環境づくり 食を通じた健康・体力づくりの推進
	3-2-2 誰もが安心して生活できる 体制づくり	
3-3 地域が 一体となった 介護体制の 整備	3-3-1 住み慣れた地域で 自立した生活ができる 環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防の推進 暮らしを支えるための支援体制の充実 介護人材の質の向上と確保・定着の推進 介護保険の健全かつ適正な運営の推進
	3-3-2 誰もが安心して生活できる 体制づくり	
3-4 だれもが 社会参加できる 環境整備	3-4-1 障がいのある人の暮らしを 支える体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人への雇用の促進支援 障がい者(児)福祉サービス等提供体制の計画的整備
	3-4-2 地域での暮らしを支える 体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 各種関係機関とのネットワークの活用促進 就労支援の充実 包括的な支援の充実 権利擁護の推進
3-5 信頼される 医療体制の 確立	3-5-1 市民が安心して利用できる 病院づくり	<ul style="list-style-type: none"> 広域での医療機関との連携維持強化 健全な病院経営・管理
	3-5-2 地域医療の確保と連携強化 による医療体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関の確保 医療サービス環境の整備 地域連携の推進

基本目標 3 すべての人が健康で安心して暮らせる 支え合うまち

政策 1 安心して出産・子育てができる環境整備

施策 1 子どもを安心して産み育てることができる環境づくり

関連するSDGs


■施策を取り巻く状況・課題

- 家庭訪問や乳幼児健康診査による健康支援や出産祝金、子ども医療費の無料化などの経済的支援を実施し、健康や子育てへの不安を解消する取り組みを実施しています。
- 核家族やひとり親の増加、夫婦関係の希薄化などにより、家庭の育児基盤の脆弱化がうかがえます。また、身近に支援者がいない環境下で、不安を抱えたり、育児や家事、仕事との両立ができず、適切な養育ができない家庭が増加しています。こうした出産や子育てを取り巻く環境の変化や多様なニーズに対応するために、出産や子育て支援体制の充実が必要です。
- 地域子育て支援センターは、少子化や保護者の就労、感染症の蔓延により利用者が減少しています。また、専任の保育士の確保が困難となっています。地域子育て支援センターは、子育て中の親子の相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場として重要な役割を担っているため、体制整備が必要です。
- 保護者の傷病などやむを得ない理由により、保育園などに通っていない乳幼児を短時間預かる緊急一時保育事業の需要が伸びています。保育園などで実施していますが、緊急一時保育の体制が整備されていないことにより、ニーズに対応できない状況にあります。
- 女性の社会進出が進むなか、仕事と育児の両立に向けた環境の整備、支援の拡充が必要です。

**前期基本計画での
主な取り組み**

- 地域子育て支援センター・支援事業
- 第2期御前崎市子ども・子育て支援事業計画の策定
- 母子健康手帳アプリのスタート

■施策の方針

- 妊娠、出産、子育てまで、切れ目のない支援を提供することにより、子どもたちの健やかな未来を守ります。子育てに対する不安を解消し、保護者のニーズに対応した支援を行う環境を整備します。また、子育てをしながら、社会で活躍できる環境を整備します。

■施策の柱・目標

①健全な出産・育児ができる支援体制の整備

- 子どもや母親の健康を守り、安心して出産・育児にのぞめるよう、妊産婦健康診査費用の助成、子ども医療費の無料化などの経済的支援を行います。
- 子どもの健やかな成長発達と親が不安なく育児に取り組めるよう、家庭訪問や乳幼児健康診査を実施し、妊娠初期から就園するまで、切れ目のない支援を行います。
- 子どもの発達に不安のある保護者に、具体的な関わり方などを紹介し、就園や就学に向けて適切な療育を行います。
- 身近な相談窓口や親子同士の交流の場として、地域子育て支援センターの利用促進を図るとともに、自主的な子育て活動を支援します。
- 地域全体で安心して子育てができる環境づくりを目指すため、子育てを応援できる市民が保育園などの送迎や子どもの預かりなどを行うファミリー・サポートセンターの拡充を図ります。
- 母親の体調不良や通院時に、乳幼児を安心して預けることができるよう緊急一時保育事業の体制整備を図ります。
- 園児数の減少と施設の老朽化問題を抱える、御前崎・白羽地区における、園の再編整備を進めます。

②ICTを活用した相談システムの導入

- 育児への悩みを解消するため、スマートフォンやアプリケーションを活用した子育て世帯向けの情報発信や育児相談体制を整備します。

③子育てしながら社会で活躍できる支援体制の充実

- 多様なニーズに対応するために保育士確保に努めます。
- 親の勤務形態に合わせて入園調整を行います。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①育児満足度 (1.6歳、3歳)	94.0%	100%
②公式アプリの子育て情報登録者数	—	700人
③待機児童数	12人	0人

基本目標 3 すべての人が健康で安心して暮らせる 支え合うまち**政策 1** 安心して出産・子育てができる環境整備**施策 2** 誰もが幸せに生活できる体制づくり**施策を取り巻く状況・課題**

- 核家族化や若年結婚、地域との疎遠化、共働きなどにより、母親は子育てに対する不安感や負担感、孤立感を抱え、産後うつ状態や不適切な養育状態となり、虐待リスクが高まるケースが増えています。
- 本市では、関係機関による連絡会を設置し、児童虐待に関する個別ケースへの対応や支援の検討、情報交換などを行い、子どもを虐待から守るように努めています。しかしながら、再発や新規事例の発生もみられ、子育てを取り巻く環境の変化などに適切に対応しながら、関係機関と連携・協力のもと、虐待予防・虐待防止に取り組んでいく必要があります。
- 生活困窮家庭では、適切な生活が営めないことにより、子どもの健やかな成長を妨げ、経済的な理由から不安を抱えながら学校生活を送る子どもたちがいます。子どもたちが前向きな気持ちで生活することができ、貧困の連鎖を断ち切るための取り組みが必要です。

**前期基本計画での
主な取り組み**

- 第2期御前崎市子ども・子育て支援事業計画の策定
- 要保護児童等対策地域協議会の開催

施策の方針

- 子育てに不安や悩みを抱える家庭などに対する適切な養育支援や子どもを虐待から守る体制・環境の整備・充実を関係機関とさらなる連携を図ります。
- 子どもの貧困に対し、地域や関係機関が連携し、教育・生活の支援、保護者に対する就労・経済的支援に取り組みます。

■施策の柱・目標

①健全な養育ができる支援体制の整備

- 子どもとその家庭及び妊婦を対象に、より専門的なソーシャルワーク機能を担う子ども家庭総合支援拠点を設置し、虐待予防・虐待防止に向けた事業を展開するとともに、関係機関との連携強化を図ります。
- 不適切な養育状況にある家庭に対し、家庭相談員や支援員を派遣し、健全な養育ができるよう支援します。
- 母親同士が悩みを共有し、仲間づくりや育児不安の軽減を図れるよう子どもの年齢に合わせた親子の絆づくり講座の充実を図ります。
- 虐待の未然防止、再発防止を図るために、ICTを活用した情報発信を行います。
- 幼児教育の無償化、給食費の無償化、生活困窮世帯への学習支援、入学資金の貸付などの経済的支援により、子どもたちが安定した学校（園）生活を送れるようにします。
- 保護者に対する就労支援や家計相談などにより、生活の安定に向けた支援を行います。
- 子どもの居場所づくりや地区活動を通して、子どもたちの孤立の解消や、人や社会と関わる力を養えるよう地域と連携して取り組みます。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①家庭相談員・支援員訪問件数	300件/年	380件/年
②親子の絆づくり講座回数	3回/年	5回/年
③学習支援件数	8件/年	8件/年

基本目標 3 すべての人が健康で安心して暮らせる 支え合うまち

政策 2 心と体の健康づくり

施策 1 自ら健康管理ができる環境づくり



■施策を取り巻く状況・課題

- 子どもを感染症から守るため定期予防接種を実施しています。接種費用の助成を行い、健診などで接種確認と勧奨を行っており高い接種率となっています。引き続き、予防接種を確実に受けることができるように取り組む必要があります。
- 市民の生活習慣病の予防、健康づくりのために、特定健診や、がんの早期発見に向けたがん検診を実施していますが、2019年度（令和元年度）の受診率は特定健診が41.4%、がん検診18.0%と低い状態となっています。受診率を向上させるため、特定健診やがん検診の受診の必要性を広く理解してもらうとともに、市民が受診しやすい体制や仕組みづくりが必要となっています。
- 健康管理や健康づくりの基本は市民自らが行うことであり、本市でも「健康マイレージおまえざき」など個人を支援するための取り組みを展開しています。今後ますます高齢化が進むなかで、医療費の増加も懸念されており、より健康に、また病気を重症化させないためには、個人だけの責任ではなく、地域社会で個人の健康を支え、守る環境づくりが必要となっています。
- 「食」は健康な心と体を育むための貴重な要素です。本市では御前崎市食のまちづくり条例を制定し、食を通じた健康づくりを推進しています。
- ICTを取り入れた事業を推進し、より健康で豊かな社会の実現に取り組めます。

前期基本計画での
主な取り組み

- 御前崎市第2次健康増進計画・御前崎市第2次食育推進計画の策定
- 定期予防接種
- 特定健診、がん検診
- 健康マイレージおまえざき

■施策の方針

- 市民一人一人が主体的に取り組む健康管理や健康づくりを促進するとともに、個人の健康を地域や学校、職場、関係機関、行政などが相互に連携して支え、守っていく環境の整備・充実を図り、市民の誰もが心身ともに健康で安心して暮らせる御前崎市を目指します。

■施策の柱・目標

①健康であるための健康教育と予防接種の推奨

- 健康な心身であるために、ライフステージに合わせた健康づくり・疾病予防などの健康教育を実施します。
- 感染症の蔓延を予防するために、予防接種が受けやすい体制と情報提供を行います。

②健康診断とがん検診等の受診強化策の充実

- 医療機関との調整・連携を図りながら、複雑な受診方法の解消、受診可能なエリアの拡大など、対象者が受診しやすい仕組み・環境の整備を推進し、健康診断やがん検診などの受診率の向上を図ります。
- 健康教育やイベント、広報、パンフレットなど、あらゆる機会を活用し、各種健診(検診)の目的・重要性を積極的に周知します。

③個人と地域が相互に健康を考え、取り組む環境づくり

- 健康マイレージおまえざきや食育の出前講座などの普及・充実に図り、市民自ら主体的に取り組む健康づくりを促進します。
- 個人による健康管理や健康づくりを促進するだけでなく、地域、学校、職場、関係機関、行政などが連携して、個人の健康を考え、健康管理や健康づくりに取り組む環境・体制を整備します。
- 健康に関する情報の取得・活用を促進するためにICTを活用し、情報発信を推進します。

④食を通じた健康・体力づくりの推進

- 御前崎市食のまちづくり条例に基づき、市民の食に対する理解を深めるとともに、バランスの良い健康的な食生活への改善、食を通じた健康・体力づくりを推進します。
- 食のまちづくり条例推進のため、市民、企業、行政が一体となった取り組みを推進します。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①特定健診受診率	41.4%	50.0%
②がん検診受診率	18.0%	21.1%
③健康マイレージ達成者の増加率	22.2%	11.7%
④食のまちづくり条例に関連した事業の達成率	—	100%
⑤ICTを取り入れた健康教育の実施率	—	100%

基本目標 3 すべての人が健康で安心して暮らせる 支え合うまち

政策 3 地域が一体となった介護体制の整備

施策 1 住み慣れた地域で自立した生活ができる環境づくり



■ **施策を取り巻く状況・課題**

- 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、自立した生活を送ることができるよう、第8次高齢者福祉計画に基づき、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に確保されるよう事業を推進しています。こうした高齢者のための各種事業の継続や効果的な推進を図るためには、身近な地域における支え合いが重要であり、そのための体制や仕組みの整備・充実を図っていく必要があります。
- 2025年度（令和7年度）に必要な介護職員は全国で245万人といわれており、約55万人の介護職員が不足すると見込まれています。本市でも介護職員不足は喫緊の課題となっており、人材の確保・育成を図っていく必要があります。

**前期基本計画での
主な取り組み**

- 御前崎市第7期介護保険事業計画・御前崎市第8次高齢者福祉計画の策定
- 介護予防・生活支援事業（自立支援訪問サービス、高齢者運動トレーニング教室等）

■ **施策の方針**

- 高齢者が自らの健康維持や介護予防に努めるよう啓発を行うとともに、暮らしを支えるための支援体制の充実、介護人材の育成・確保を図ります。また、高齢者の保険事業と介護予防の一体化を進めることで、介護保険の健全かつ適正な運営を推進します。

■施策の柱・目標

①介護予防の推進

- 要支援・要介護状態になることを予防し、状態の改善又は悪化の防止のために、保健、医療、福祉及び介護の関係者が連携して、継続した介護予防の取り組みを行います。
- リハビリテーション専門職との連携を図り、健康づくり、介護予防及び急性期から回復期を経て、維持期に至るまでの地域リハビリテーション体制の構築を図ります。

②暮らしを支えるための支援体制の充実

- 市民の生活圏域にて、生活支援コーディネーターや協議体を中心となり、地域課題の把握や地域資源の開発を行い、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを推進します。
- 支え合いによる地域づくりを推進するため、地域において生活支援・介護予防サービスを提供するボランティアなどの人材・組織の発掘、育成を行います。また、こうした人材や組織の支援体制の構築を図ります。

③介護人材の質の向上と確保・定着の推進

- 介護の入門研修や初任者研修を開催し、介護職への就職までのマッチングを行う取り組みや、潜在介護職を含めた離職者に対する復職支援など、介護人材の育成・確保・定着に向けた取り組みを推進します。

④介護保険の健全かつ適正な運営の推進

- 高齢者の保険事業と介護予防の一体化を進めることで、介護給付を必要とする人を適切に認定し、本人の自立を促しながら、事業者から過不足のないサービスが適切に提供されるよう、介護保険の適正利用・適正給付を推進します。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①新規要介護（支援）認定者の平均年齢	84歳	87歳
②高齢者の通いの場への参加率	8%	10%
③研修修了者の介護職への就職者数	0人/年	30人/年
④受給者1人当たりの介護県内順位	32位	28位

基本目標 3 すべての人が健康で安心して暮らせる 支え合うまち

政策 4 だれもが社会参加できる環境整備

施策 1 障がいのある人の暮らしを支える体制づくり

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- 障害者差別解消法が2016年（平成28年）4月に施行され、地域社会における障がいに対する理解は徐々に進んでいますが十分とは言えません。障がいのある人の自立と社会参加を促進するための地域におけるシステムづくりについて、東遠地域自立支援協議会を中心に検討・協議を更に進めていく必要があります。
- 障がい者（児）福祉サービスなどについては、東遠地域という枠組みのなかでサービスの利用調整を行っています。障がい者（児）は増加傾向にあり、サービスの利用ニーズは年々高まっていることから、不足するサービスについて供給量の確保が課題となっています。
- 公共職業安定所や関係機関などと連携し、障がい者雇用を促進しているものの、スムーズに就労に結び付かないケースが見られます。引き続き、関係機関などと連携の下、障がい者雇用に対する事業者側（受け入れ側）への普及啓発などを通じて、障がい者の雇用が増えるよう支援していく必要があります。

前期基本計画での 主な取り組み

- 第2次東遠地域広域障害者計画の策定・評価・検証
- 第5期東遠地域広域障害福祉計画・第1期東遠地域広域障害児福祉計画の策定・評価・検証

■施策の方針

- 障がいのある人が、地域で安心して自立した生活を送ることができるように、障がい福祉サービスなどを提供する体制の整備・充実を図ります。また、障がいのある人に対する相談支援、雇用・就労支援、生活支援など、障がい福祉サービスなどの質的・量的な面での充実を図ります。

■施策の柱・目標

①障がいのある人への雇用の促進支援

- 東遠地域自立支援協議会御前崎市部会において、公共職業安定所や関係機関などと連携し、事業主に障がい特性の理解を進め、障がいのある人の雇用の促進します。また、企業との面談（セミナー）や雇用マッチングアプリなどの開発を検討し、障がいのある人の就労支援の充実を図ります。
- 障害者就業・生活支援センターなどと連携して、障がいのある人の就業の定着を進めていきます。

②障がい者（児）福祉サービス等提供体制の計画的整備

- 東遠地域自立支援協議会関係部会において、民間法人などと連携・協力しながら、居宅介護や生活介護など必要となる支援体制の計画的な整備・充実を図り、増加する障がい者（児）福祉サービスなどの需要への対応を図ります。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①就労に結びついた障がい福祉サービス利用者数	3人	6人
②圏域単位での障がい福祉サービス施設整備数 (居宅介護、生活介護、就労継続支援A型)	30施設	34施設

基本目標 3 すべての人が健康で安心して暮らせる 支え合うまち

政策 4 だれもが社会参加できる環境整備

施策 2 地域での暮らしを支える体制づくり



■施策を取り巻く状況・課題

- 生活に困窮する人の相談窓口を設置し、自立に向けた支援を行っています。また、就労支援員を配置し、生活保護受給者の保護脱却などの支援に取り組んでいます。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、失業や仕事の減少により生活に困窮する世帯の増加に加え、求人も大幅に減少しており、自立を目指す人にとって大変厳しい状況です。今後さらに生活困窮世帯の増加が懸念されることから、これまで以上に相談者の状況に応じた支援が必要となります。
- 2018年（平成30年）の社会福祉法の改正により、地域住民が抱える多様で複合的な課題を解決するため、関係機関が連携し、地域住民と行政などとの協働による包括的な支援体制を整備していく必要があります。
- 市民の権利擁護を充実させるため、2018年度（平成30年度）から市民後見人養成講座を継続的に開催するとともに、2020年度（令和2年度）に御前崎市成年後見制度利用促進基本計画を策定するなど、成年後見人制度の利用促進に向けた取り組みを実施しています。引き続き高齢者や障がいのある人、生活困窮者などの人権や財産を守るため、一層の権利擁護の推進に取り組む必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 御前崎市第4次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画の策定
- 生活困窮者自立相談支援事業
- 市民後見人養成講座の開催

■施策の方針

- 関係機関や地域団体などと連携し、誰もが気軽に相談できる包括的な相談体制の整備に取り組むとともに、生活困窮世帯の早期把握、相談窓口の強化・充実、相談者一人一人の状況に応じた就労支援の充実など、生活困窮世帯の自立に向けた支援体制の整備・充実を図ります。

■施策の柱・目標

①各種関係機関とのネットワークの活用促進

- 民生委員児童委員協議会などの関係機関とのネットワークを活用し、生活困窮世帯の早期把握に努めるとともに、気軽に相談できる相談窓口を整備します。
- 制度に則った福祉サービスでは対応できない制度の狭間の問題や複数の生活課題を抱える人に対して、関係機関と連絡調整をしながら問題解決に取り組みます。

②就労支援の充実

- 就労支援員においては各種研修に参加することにより、就労支援のスキルアップを図ります。
- 相談者のなかには就労に向けての訓練が必要な場合もあるため、社会福祉法人やNPO法人、営利企業などへ働き掛け、就労訓練ができる場の確保に努めます。

③包括的な支援の充実

- 多様化する問題に対応するため、専門機関との連携に努め、包括的な支援体制を構築して問題解決を図ります。
- 生活困窮者自立支援法に関わる支援体制のネットワーク化に取り組み、包括的な支援の充実を図ります。

④権利擁護の推進

- 高齢者や障がいのある人、生活困窮者などの人権や財産を守るため、制度の周知啓発などを行い、成年後見制度の利用を促進します。
- 関係機関や専門職と連携し、権利擁護が必要な人をチームで支える、地域連携ネットワークの構築に努めます。
- 命の大切さと自分や他者を思いやる心を育むため、関係機関と連携を図りながら、年齢に合わせた人権教育などの福祉教育を推進し、意識の向上を図ります。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①生活困窮者自立相談支援事業を利用した人の自立できた割合	82%	85%
②生活困窮者就労支援事業を利用した人の就職率	75%	80%
③障がい者や高齢者にやさしいまちと感じる市民の割合	26.2%	30.0%
④人権が尊重されていると感じる市民の割合	36.6%	40.0%

基本目標 3 すべての人が健康で安心して暮らせる 支え合うまち

政策 5 信頼される医療体制の確立

施策 1 市民が安心して利用できる病院づくり

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- 人口減少に伴い、今後市立御前崎総合病院の外来者は年々減少すると想定されますが、入院患者については、高齢化の進展により2035年頃まで増加傾向と見込まれています。
- 地域医療の充実、質の高い医療、患者サービスの向上など、さまざまな取り組みを行ってきましたが、常勤医師の不足が慢性化しているなどの影響で、高度急性期医療や専門的治療を提供することが難しく、特に休日夜間の救急診療での対応は非常に厳しい状況が続いています。
- 常勤医師の確保が難しい状況が続いているなかにおいても、市民にとって安全・安心な医療を受けることや、必要な時に必要な医療を受けられるように、引き続き中東遠医療圏内外の医療機関との連携を維持・強化していく必要があります。また、かかりつけ医を持つことで、二次救急のスムーズな受入れができるように機能分化を継続していく必要があります。
- 最適な医療機関での治療が必要な時、速やかな転院と切れ目のない診療をするため、医療連携システム（ふじのくにねっと）を利用し、医療情報の共有を図ることで患者の治療に役立てていく必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 市立御前崎総合病院第3期中長期計画の策定
- 医師奨学金、看護師奨学金、介護福祉士奨学金の給付

■施策の方針

- 市立御前崎総合病院は、地域医療の中核であり、市民に信頼される病院として健全な経営・管理に取り組みます。市内の医療機関での対応が困難な高度急性期医療や専門的治療などが必要になった場合、適切な医療機関での受診・受療ができるように、中東遠医療圏内外の医療機関との連携を維持・強化します。また回復期、慢性期に移行した患者を受け入れ、住み慣れた地域での在宅療養へ安心して移行できるように支援します。

■施策の柱・目標

①広域での医療機関との連携維持強化

- 高度急性期医療、専門的治療などが必要な場合には、適正な医療機関への紹介により必要な治療が受けられるよう、中東遠医療圏内外の医療機関との連携を維持・強化します。
- 他の医療機関で治療を終え、回復期・慢性期に移行した患者を市立御前崎総合病院が受け入れることにより、安全・安心な医療を提供していきます。
- 連携医療機関に対し、治療に必要な患者情報を安全かつ迅速に伝達することができ、適切な医療を安心して受けることができるよう、医療連携システム（ふじのくにねっと）など、ICTを取り入れた連携強化を促進します。

②健全な病院経営・管理

- 中長期計画に基づき、医療の質の向上およびコスト削減に取り組みます。また、院内で情報の共有を図るとともに進捗状況を確認します。
- 安心した医療と介護を行うため施設を整備します。
- 将来医師、看護師、介護福祉士の業務に従事しようと志す人に対し、奨学金制度を周知し、修学資金を貸与することにより、市立病院への医師、看護師、介護福祉士の確保を図ります。
- 浜松医科大学医学部附属病院と連携し、研修医や医学生実習の教育体制の確立、受入れ環境の充実を図ることで、地域医療を担う医師を確保します。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①紹介率（他院から当院へ紹介状を持って受診した患者割合）	24.4%	35.0%
②逆紹介率（当院から他院へ紹介した患者割合）	22.9%	34.2%
③経営収支比率	96.8%	97.0%
④看護師奨学金の新規利用者数	3件/年	5件/年
⑤患者満足度（5点満点）	4.34点	4.70点

基本目標 3 すべての人が健康で安心して暮らせる 支え合うまち

政策 5 信頼される医療体制の確立

施策 2 地域医療の確保と連携強化による医療体制づくり

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- 本市における社会環境や交通環境などから、医師や医療関係者の確保は大変困難な状況にあります。そうしたなか、2014年度（平成26年度）に施行された診療所開設資金支援事業は4つの新規診療所開設に活用され、2017年度（平成29年度）に施行された医療機器等整備支援事業は3つの診療所の医療サービス環境の整備に活用されました。また、2018年（平成30年）には御前崎市家庭医療センター（しろわクリニック）を開設し、地域医療の確保に取り組んでいます。
- 今後、開業医の高齢化、後継者問題など医療機関の減少も危惧される状況にあるなかで、引き続き、医療機関の充実と医師を確保することにより、市民が安全・安心な医療サービスを受けることができる環境を構築することが求められています。また、各医療機関などの連携を密にし、切れ目のない医療サービスの提供が必要とされています。

前期基本計画での
主な取り組み

- 御前崎市家庭医療センター（しろわクリニック）の開業
- 診療所開設資金支援事業、医療機器等整備支援事業

■施策の方針

- 診療所の開業・拡張などに対する支援により、本市の地域医療の確保・充実を図ります。また、市立御前崎総合病院と地域の開業医などの医療機関が連携・役割を分担することにより、市民が切れ目のない医療を受けられる診療体制を構築します。

■施策の柱・目標

①医療機関の確保

- 市内に新たに開業もしくは既存施設の拡張をしようとする医師に対し、診療所などの整備に係る資金を補助することで診療所の開業を支援し、本市の地域医療の確保・充実を図ります。

②医療サービス環境の整備

- 市内の開業医で医療機器などの導入をしようとする医師に対し、診療所における診療に必要な機器などの購入に係る資金を補助することで診療所の医療サービス環境の整備を支援し、本市の地域医療の確保・充実を図ります。

③地域連携の推進

- 市内医療機関の役割分担と医療連携を推進し、切れ目のない医療が受けられる診療体制を構築します。
- かかりつけ医への受診を促進し、二次救急のスムーズな受入れができるよう、機能分化を継続していきます。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
① 1 診療所あたりの人口	2,915人	2,800人

基本目標4【経済産業分野】

働く場所とにぎわいがたくさんあるまち

政 策	施 策	施策の柱・目標
<p>4-1</p> <p>豊かな自然を 生かした 観光の推進</p>	<p>4-1-1 地域の特色を生かした 観光の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域独自の旅行商品の造成 地域主体の観光組織体制の構築
<p>4-2</p> <p>特色を生かした農水産業の振興</p>	<p>4-2-1 持続可能な農業の推進 (人材育成・農業生産基盤)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農業者の担い手確保 農地生産基盤整備の推進 農業用水施設の維持改修 市民協働で農地を守る体制づくりの推進 スマート農業の推進 御前崎産特産物の地産地消の推進
	<p>4-2-2 水産業の振興と特産品の 販売流通促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 漁業者の担い手確保 水産業の振興と市場機能の向上 農畜水産物ブランドの販売促進
<p>4-3</p> <p>活気ある 商工業の 振興</p>	<p>4-3-1 創業・起業支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 創業希望者が起業しやすい環境づくり
	<p>4-3-2 既存産業の成長支援と 地域特性を生かした産業の 創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存商工業の経営安定と継続に向けた支援 地域の優位性と特性を生かした魅力ある産業づくりの推進
<p>4-4</p> <p>にぎわいの ある港の 創出</p>	<p>4-4-1 人が集まるにぎわい空間の 創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要望活動、ポートセールスの継続実施 港周辺の交流・賑わいの創出

基本目標 4 働く場所とにぎわいがたくさんあるまち

政策 1 豊かな自然を生かした観光の推進

施策 1 地域の特色を生かした観光の推進

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- 本市は、海や里山といった良好な自然環境や景観などの地域資源に加え、御前埼灯台や桜ヶ池に代表される歴史文化の資源、マリンスポーツや農業体験など多様な観光資源に恵まれています。このような資源を活用した観光振興を進めていますが、旅行形態の多様化や高質化に十分応えられていない状況となっています。また、他地域との差別化が図られていないため、近年の観光入込客数は横ばいの状態となっています。
- より多くの観光客に来訪してもらうためには、「御前崎」の魅力の発信が求められ、来訪者が非日常的体験を体感できる独自の体験型商品の造成が必要です。また、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式や、これらと紐づける地域主体の仕組みづくりの創出が急務となっています。

前期基本計画での
主な取り組み

- 御前埼灯台を中心とした観光施設の整備
- 観光組織体構築に向けた取り組みの推進

■施策の方針

- 市民や地域が一体となって観光振興に取り組むことができる仕組みや組織づくりを推進するとともに、地域独自の旅行商品の造成など、多くの人を訪れたい魅力ある観光施策を展開します。

■施策の柱・目標

①地域独自の旅行商品の造成

- 御前崎市の観光プロモーターとして多くの市民が、地域に愛着や関心を持つことで、新たな地域の魅力を創造し、その価値を磨きながら地域独自の旅行商品を造成していきます。

②地域主体の観光組織体制の構築

- 各地域が中心となって、ここでしか楽しむことができない体験型観光メニューの開発など、地域の魅力を生かした観光エリアとしての取り組みを考え、実行する仕組みづくりを推進します。
- 関係する団体や事業者により、御前崎市の観光の現状認識や基本理念などについて合意形成を図ります。また、市民や地域、市民団体を含め多様な主体が中心となって観光施策を実行・管理していくため、本市に適したDMO（観光地域づくり法人）の設立を推進します。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①観光交流客数	228万9,728人/年	235万人/年
②御前崎市の観光施設整備や観光イベントへの取り組みの満足度	26%	30%

基本目標 4 働く場所とにぎわいがたくさんあるまち

政策 2 特色を生かした農水産業の振興

施策 1 持続可能な農業の推進（人材育成・農業生産基盤）

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- 農業では、農業者の高齢化により離農が加速化しています。2020年（令和2年）農林業センサス(速報値)では、本市の農家や農業法人数が460戸と10年前より半減しています。このため、農業後継者や新規就農者、農業法人などの担い手を確保する必要があります。
- 本市の農業は、北部の牧之原台地に広がる茶園でのお茶、中間部の水田地帯での水稻栽培、南部の施設栽培でのイチゴ、メロン、トマト、花き、また砂地での露地栽培など特色ある農業が行われています。しかし近年、高齢化による離農者や農業後継者不足が進み、特に基幹作物である茶業は、茶価の低下や若者の茶離れなどの要因により厳しい経営状況となっています。
- このため年々、荒廃農地が増加しており、担い手確保とともに農業生産基盤の整備や、農作業の効率化・省力化など生産性の向上にも取り組むことが重要な課題となっています。特に茶業では、茶園の集積・集約化を進め、地域の中心的な農業者を支援する必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 農業次世代人材投資資金事業
- 農業生産基盤整備事業
- 御前崎市農業振興地域整備計画の定期変更
- 多面的機能支払交付金事業
- 荒廃農地対策事業

■施策の方針

- 農業後継者や新規就農者などの担い手確保に努めます。農地の集積・集約化や、農業用水施設の適切な維持修繕などにより、持続可能な農業生産基盤整備を進めるとともに、地域の農業者との話し合いの場として、人・農地プランを進めながら、多面的機能支払交付金事業や荒廃農地対策補助金などを活用した農地を守る体制づくりを推進します。また、農作業の省力化や生産性の向上を図るため、ロボット技術やAI、ICTを活用したスマート農業を推進します。御前崎産特産物を県内外に広くPRするとともに、市内での消費拡大や地産地消を推進します。

■施策の柱・目標

①農業者の担い手確保

- 本市の農畜産物の魅力を広く発信し、農業後継者や新規就農者、農業法人など多様な担い手確保や、技術や経営ノウハウなどを学ぶ研修受入農家の裾野を広げるなど、支援体制の充実を図ります。

②農地生産基盤整備の推進

- 水田の大区画化や暗きょ排水施設などの農地整備を推進し、安定経営ができる農業生産基盤をつくとともに、農地の集積・集約化を促進し、生産性の高い基盤整備を推進します。また、茶園についても集積・集約化を促進し、大区画化や乗用型摘採機などに対応できる整備、茶園管理など効率化・省力化に向けた基盤整備の強化を推進します。

③農業用水施設の維持改修

- 農業用パイプライン施設や農業用水揚水機場など、施設の長寿命化に向けた計画的な改修、更新を推進します。

④市民協働で農地を守る体制づくりの推進

- 農業者の担い手不足により、荒廃農地化が進んでいます。このため、農家と地域住民が協働して農地保全を行う多面的機能支払交付金事業に取り組む組織を増やすとともに、制度の周知や情報提供などを行い、地域農業を地域で支える体制づくりを支援します。

⑤スマート農業の推進

- 県や農業協同組合、民間企業などの関係機関と連携・協力しながら、ドローンによる農薬散布などのロボット技術、AIやICT技術を活用したスマート農業を推進し、農作業の省力化、生産性の向上などを図っていきます。

⑥御前崎産特産物の地産地消の推進

- 「御前崎市食のまちづくり条例」に基づき、新鮮で安全安心な地場産品を県内外にPRするとともに、市内での販売流通の促進を支援し、消費拡大や地産地消を推進します。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①新規就農者数(個人・法人等経営体数)	22人	30人
②認定農業者1人当たりの耕作面積	3.3ha	4.0ha
③老朽化した農業用水パイプラインの再整備(受益地面積)	0ha	130ha
④地域で守る農地面積	103ha	200ha
⑤スマート農業の実証ほ場数	0箇所	3箇所
⑥道の駅直売所来場者数(レジ通過者数)	112万人	212万人

基本目標 4 働く場所とにぎわいがたくさんあるまち

政策 2 特色を生かした農水産業の振興

施策 2 水産業の振興と特産品の販売流通促進



■施策を取り巻く状況・課題

- 全国的に漁業者の高齢化や担い手不足などが深刻化しているなか、本市においても水産業離れが進行しており、漁業者数は減少しています。このため、持続可能な水産業には、漁業後継者や新規就漁業者などの担い手を確保する必要があります。
- 水産業では、海洋環境の変化などによる水産資源の減少や魚価の低迷、消費者の魚離れなどにより、漁業者は厳しい経営状況となっています。「水産のまち御前崎」として、漁業者が安定した漁獲量を確保でき、持続的に漁業活動を行うことができるように、水産資源の管理や市場施設の整備、水産物のPRなどの取り組みを引き続き強化していく必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 御前崎ブランド事業
- 栽培漁業推進事業
- 近海かつお船水揚促進事業

■施策の方針

- 「水産のまち御前崎」として、県や南駿河湾漁業協同組合など関係機関と連携しながら、水産振興を図ります。また、御前崎ブランドであるカツオやサワラ、クエの販売、PRを県内外に広げていくとともに、「御前崎市食のまちづくり条例」に基づき、小学校・学校給食センターなどで魚料理講習会を開催するなど、地元水産物の使用を推進し、魚食普及に取り組んでいきます。

■施策の柱・目標

①漁業者の担い手確保

- 南駿河湾漁業協同組合、研究機関、行政などの関係機関と連携し、水産業体験・研修などを通じて、水産業に対する理解を深めるように、担い手の確保に努めます。

②水産業の振興と市場機能の向上

- 漁業経営の安定化のため、水産資源の持続的な利用による稚魚の生産・放流を行う栽培漁業を支援し、水産資源の維持・増大を図ります。
- 水産資源の持続的な利用による漁場環境の維持を図ることで、サガラメやカジメの藻場造成や藻食性魚類などの駆除活動を支援します。
- 「水産のまち御前崎」の地位確立と水産関係就労者確保のため、南駿河湾漁業協同組合や魚仲買人組合と協力して、卸売市場の活性化を図ります。また、市場機能の向上を図るため施設整備を支援し、競争力の維持確保を図ります。
- 消費者の魚離れが進むなか、魚食への関心を高めるため、水産イベントや水産教室などを開催し、水産物の消費拡大を図ります。

③農畜水産物ブランドの販売促進

- 価格の向上や付加価値を高めるため、市内の魅力ある産品や加工品を御前崎ブランドに認定するとともに、取扱店の拡大、県内外への情報発信を強化することで販路拡大を促進します。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①新規就漁者数(経営体数)	8人	15人
②御前崎魚市場の水揚高	14億5,000万円/年	15億円/年
③農畜水産物のブランド認定数	5件	25件

基本目標 4 働く場所とにぎわいがたくさんあるまち

政策 3 活気ある商工業の振興

施策 1 創業・起業支援

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- 本市では、商工会や金融機関などと連携しながら「創業・起業ワンストップ相談窓口」を設置し、創業希望者による多様な相談に対応しています。また、相談内容から創業ニーズを把握し、創業セミナーの開催や、市内金融機関から専門的なアドバイスを行うなどの支援も実施しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響などによる社会構造の変化や、経営者の高齢化によって、地域の活力が失われることが懸念されており、引き続き積極的な創業・起業の支援を継続し、充実を図っていく必要があります。また、サテライトオフィスの設置やワーケーションなど新しい働き方への対応も求められています。

**前期基本計画での
主な取り組み**

- 商工会への創業・起業ワンストップ相談窓口の設置
- 創業セミナーの開催

■施策の方針

- 地域での雇用確保や地域資源の活用、人口増加につなげるため、中長期的に創業・起業支援体制の充実に取り組み、地域に根ざした創業・起業者を増やすことで、働く場の創出を目指します。また、本市の観光的な優位性を生かしたワーケーションやサテライトオフィスの設置など、新しい働き方への取り組みを推進します。

■施策の柱・目標

①創業希望者が起業しやすい環境づくり

- 商工会や金融機関などと連携した相談体制を継続し強化するため、商工会に設置した「創業・起業ワンストップ相談窓口」を中心に、創業セミナー開催など創業希望者の起業や安定した経営を支援していきます。
- ウィズコロナの時代に向け、民間事業者などと協力しながら、サテライトオフィスやシェアオフィスの設置、ワーケーションの受け皿づくりなど、新しい働き方への取り組みを検討し推進します。

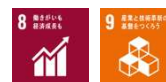
指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①創業・起業相談者数	51人/年	80人/年
②創業・起業件数	17件/年	20件/年
③御前崎市の産業活動の活力についての考え方	18.4%	25.0%

基本目標 4 働く場所とにぎわいがたくさんあるまち

政策 3 活気ある商工業の振興

施策 2 既存産業の成長支援と地域特性を生かした産業の創出

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- 2018年（平成30年）夏頃までは製造業を中心に企業の業績は好調であり、本市においても既存企業の設備投資や用地の問い合わせをしてくる企業が少なからずありました。一方で、若年人口の減少などに伴う求人難が多くの業種で慢性化していました。
- その後、積極的な企業誘致により、立地に向けて前向きに状況は進んでいたものの、2020年（令和2年）初頭からの新型コロナウイルス感染症の影響により経済状況が急速に悪化し、今後の経営への不安から各企業の設備投資意欲は低迷しています。
- こうした厳しい状況を乗り切り、商工業の振興を図っていくためには、市内の既存商工業者への支援の継続に加え、本地域の特性を生かした企業誘致を推進していく必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 新野地区への工業用地造成の検討

■施策の方針

- 安定した雇用の場の確保と市内商工業の持続的発展のために、既存企業の経営の安定と事業の継続を支援します。また、農業、漁業、観光業の連携や、地域の優位性と特性を生かした企業誘致を推進します。

■施策の柱・目標

①既存商工業の経営安定と継続に向けた支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響によりさまざまな業種において経営が不安定になっています。企業の設備投資に対する利子補給制度の継続や、事業所ニーズにあったセミナーの開催などにより、市内企業の経営の安定と事業の継続を支援します。
- 積極的な融資制度の情報を発信し、各種経営セミナーを開催します。

②地域の優位性と特性を生かした魅力ある産業づくりの推進

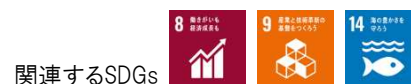
- 電源地域の優位性などの経済的支援制度を生かし、成長産業などへの積極的な企業訪問を実施するとともに、新たに本市での企業研修を提案し、活用を推進します。
- 企業誘致を進めるために企業誘致支援制度の充実を図ります。
- 農業、漁業、観光と連携した企業の誘致を推進します。
- 新たな企業誘致などの受け皿となる工業用地の確保を図ります。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①商工業振興資金交付率	100%/年	100%/年
②起業育成資金交付件数	4件/年	10件/年
③御前崎市の産業活動の活力についての考え方	18.4%	25.0%

基本目標 4 働く場所とにぎわいがたくさんあるまち

政策 4 にぎわいのある港の創出

施策 1 人が集まるにぎわい空間の創出



■施策を取り巻く状況・課題

- 国や県に要望活動を行う御前崎港整備促進期成同盟会のほか、全国港湾協会、日本港湾振興団体連合会など各種団体と連携を図った要望活動や、御前崎港振興会によるインセンティブ制度の活用などにより、御前崎港の活性化に向けて取り組んでいます。しかし、就航するコンテナ便は少なく、近年の取扱貨物量は伸び悩んでおり、引き続き積極的な要望活動やインセンティブ制度の周知・拡充に努める必要があります。
- クルーズ船の誘致は、御前崎港客船誘致協議会の誘致活動の成果もあり、2019年（令和元年）に「ぱしふいっくびいなす」の初寄港を実現しました。しかし、2020年（令和2年）は新型コロナウイルス感染症の影響で世界的にクルーズ船の運航が中止になりました。客船の誘致は誘客効果、地域経済への好影響が期待されるため、今後のクルーズ船各社の動向などを注視しながら、引き続き、誘致に向けて積極的に取り組む必要があります。
- 御前崎港周辺にはさまざまな観光資源があり、多くの人を訪れています。こうした資源の有効活用や連携の強化などにより、港を中心とした人の流れをつくり、港周辺での交流や賑わいを創出する必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- クルーズ船の誘致活動、「ぱしふいっくびいなす」の初寄港
- マリンパーク御前崎の整備

■施策の方針

- 市民に「みなと」を一つの財産として意識してもらうとともに、ポートセールスの継続実施により商業港としての更なる発展を図ります。また、クルーズ船の誘致や観光資源の活用により、みなと周辺への交流人口の増加や賑わいの創出を図ります。

■施策の柱・目標

①要望活動、ポートセールスの継続実施

- 船社の誘致や貨物取扱量の増加について、御前崎港振興会、御前崎港整備促進期成同盟会の他、御前崎港ポートセールス実行委員会などと連携し国や県への要望活動をするとともに、港湾利用企業などへの積極的なポートセールスを継続して実施・強化します。
- 港湾への新たな産業立地に向けた関係者による勉強会を立ち上げます。
- インセンティブ制度は、御前崎港利用促進につながるため、制度の周知やニーズにあった制度の拡充に努めます。

②港周辺の交流・賑わいの創出

- 御前崎港客船誘致協議会と連携し、クルーズ船の受入れガイドラインを作成するとともに、積極的な誘致活動を継続します。
- 港周辺の観光資源を生かすなど、体験型観光旅行に着目した着地型観光商品の醸成に努め、交流人口や関係人口の増加を図ります。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①全国のコンテナ取扱貨物量に対する御前崎港の利用割合	0.17%	0.15%以上 (維持)
②クルーズ船などの寄港数	4回(隻)/年	3回以上(隻)/年

基本目標5【教育文化分野】

郷土を愛し 未来を創る 人づくり

政 策	施 策	施策の柱・目標
5-1 子どもが育つ 基盤づくり	5-1-1 スクラムによる市全体の教育 力の向上	<ul style="list-style-type: none"> • コミュニティ・スクールの推進と地域の特徴を生かした総がかりの教育支援 • 地域人材を生かしたキャリア教育、防災教育、学校支援ボランティア活動等の拡充
	5-1-2 人としての根を養うための、 市の特色を生かした教育の 推進	<ul style="list-style-type: none"> • 本を通した「豊かな心」の育成 • 郷土を愛し未来を創る御前崎人の育成支援 • 子どもたちの生活習慣の安定(ゲーム障害・ネット依存の防止) • 地域の子どもは地域で育てる教育の推進
5-2 スクラム・ スクール・ プラン (園・小・中・ 高の途切れ のない教育) で推進する 子どもの育成	5-2-1 生きていく力の基礎の育成	<ul style="list-style-type: none"> • 「好奇心を持って夢中になる子ども」の育成 • 親の学びや育ちを応援する家庭教育支援の充実 • 乳幼児期における個性伸長支援教育の推進
	5-2-2 変化の激しい今後の社会を 生き抜くための資質・能力 の育成	<ul style="list-style-type: none"> • 互いの人権を尊重する教育の推進 • 基礎となる資質・能力の育成 • 体力の向上と健康課題への対応 • 個にきめ細やかに対応する教育体制の充実 • 情報機器の効果的な活用の研究・実践
	5-2-3 子どもたちが可能性に 挑戦できる教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 将来を見通した学校再編計画及び施設の長期改修計画の作成 • ICT教育機器の導入の推進
	5-2-4 子どもたちの心と体を支える 安全で魅力ある学校給食の 提供	<ul style="list-style-type: none"> • 新学校給食センターの機能を生かした安全で魅力的な給食の提供 • 食育の推進と地場産食材の活用拡大
5-3 自分と みんなの 学びによって 地域の 活力となる 学びの 循環づくり	5-3-1 笑顔でつながる学びの輪の 醸成	<ul style="list-style-type: none"> • 「おまえざき学びの航海図」の作成・活用と生涯学習講座等の充実 • 「学びの循環」の仕組みづくりの推進
	5-3-2 市民の豊かな心を育み、 暮らしに寄り添う図書館づくり	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもの読書活動の推進 • 生涯学習拠点としての施設の充実 • 将来を見据えた図書館のスマート化の推進
	5-3-3 心身ともに健康な市民を 目指したスポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> • 幼児期からの運動環境整備による基礎体力の向上 • 生涯を通して運動できる環境づくりとスポーツ団体による主体的活動への支援
	5-3-4 文化・芸術の継承と振興 及び文化財の保護と活用	<ul style="list-style-type: none"> • 市民が文化・芸術に触れる機会の提供と文化団体による主体的活動への支援 • 市民による文化財継承と子どもたちが文化財に親しむ機会の提供 • ウミガメの生息環境の保護とその啓発活動の推進

基本目標 5 郷土を愛し 未来を創る 人づくり

政策 1 子どもが育つ基盤づくり

施策 1 スクラムによる市全体の教育力の向上

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- コミュニティ・スクールの御前崎版となるスクラム・スクール運営協議会を中心に、学校・家庭・地域をつなぎ、社会全体で「子どもの健やかな育成」を目指す取り組みを推進しています。しかし、協議会自体の認知度の広がり停滞しているため、協議会に国や県が推奨している学校ごとのコミュニティ・スクールの機能を持たせ、スクラム・スクールの取り組みが各家庭や地域にも広く浸透する体制を整備する必要があります。
- 週末の過ごし方に対する子どもへのアンケート調査で、「テレビやゲーム、インターネットなど」と回答した割合が増えており、全国平均と比較しても高くなっています。
- 2015年度（平成27年度）よりシニアスクールを2校で開校し、地域とともにある学校づくりを進めています。また、学校と地域の連携協力を推進し、学校教育を支援する学校支援地域本部を立ち上げたことにより、地域と学校のつながりが深まっています。
- 職業講話や職場実習などにおいて、地域人材を活用したキャリア教育を推進していますが、継続性のある取り組みにつなげていない状況もみられるため、一貫性のある取り組みにしていく必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 御前崎教育大綱の見直し
- スクラムスクール運営協議会

■施策の方針

- 子どものよりよい成長は、園・学校教育はもとより、家庭や地域などがそれぞれの役割を理解し、責任を果たすことで図られていきます。スクラム・スクール運営協議会を中心に、開かれた園・学校づくりや、園、学校、家庭、産業界、各団体が連携強化を図ることで、スクラムによる市全体の教育力の向上を図ります。

■施策の柱・目標

①コミュニティ・スクールの推進と地域の特徴を生かした総がかりの教育支援

- コミュニティ・スクールの指定を国・県の方針と一致させ、学校単位に変更します。
- 「スクラム・スクール運営協議会」の運営方法を見直し（学校単位⇒全体）、家庭や地域が一体となって取り組む体制を強化します。
- 地域に開かれた園・学校づくりの推進を図るため、地域支援本部事業とシニアスクールの拡充に努め、園・学校の応援団となる市民の育成を図ります。
- コミュニティ・スクールの推進し、地域の特徴を生かし、子どもたちのより良い育ちを総がかりで支援します。

②地域人材を生かしたキャリア教育、防災教育、学校支援ボランティア活動等の拡充

- 開かれた園・学校づくりを推進し、地域や地元企業と連携したキャリア教育、防災教育、学校支援ボランティア活動などの拡充を図ります。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①小・中学校での地域教材を扱った授業にかかわる地域人材数	499人	620人

基本目標 5 郷土を愛し 未来を創る 人づくり

政策 1 子どもが育つ基盤づくり

施策 2 人としての根を養うための、市の特色を生かした教育の推進

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- 第2次御前崎市子ども読書活動推進計画に基づき、「子どもたちが本に親しむまち」を目指し、子どもの読書活動を推進しています。近年、ゲーム障害・ネット依存の社会問題化など子どもを取り巻く環境も変化するなかで、子どもの可能性と生きる力を育む読書活動をさらに推進することが求められています。
- 学校や年齢にとらわれず共同で取り組む自然体験活動を実施し、青少年が地域を知り、興味を持ち、さらに好きになる活動を通じて青少年リーダーの育成を図っています。遊びを通じた自然体験や社会体験の機会、学校以外での異年齢集団での活動の機会が減少しているなかで、引き続き、さらなるリーダーの育成に向け、プログラムの見直しを含め活動の継続・強化を図っていく必要があります。
- 子どもの「ゲーム障害・ネット依存」を課題として「早寝・早起き・朝ごはん」の「早寝」に焦点を当て、引き続き、子どもたちの生活習慣の安定に向けて取り組んでいく必要があります。
- 地域の子どもたちの見守り活動として、青少年健全育成サポート隊、こども110番の家、青少年補導員の活動を通じ地域で青少年を見守り、育てる活動を行うとともに、立ち入り調査を通じ良好な環境整備を推進しています。
- 核家族やひとり親世帯、共働き世帯の増加などにより、家庭でのふれあいの時間や地域のつながりの希薄化がみられるなかで、家庭教育支援員を中心に、だれでも参加できる家庭教育支援の場づくりに取り組んでいます。今後もこうした世帯の増加が想定されるなかで、家庭教育支援の場の継続・充実を図っていく必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 御前崎市子ども読書活動推進計画（第2次計画）の策定
- 青少年リーダー育成事業（御前崎クエスト）
- 家庭教育支援の場づくり（だれでも食堂もぐもぐ等）

■施策の方針

- 次代を担う子どもたちが未来への夢と希望を持ち、心身ともに健やかに成長するために、地域の資源や人材を活用しながら、地域が一体となって地域の子どもを守り、育てていく体制、環境の整備を推進します。

■施策の柱・目標

①本を通した「豊かな心」の育成

- 「子どもたちが本と親しむまち 御前崎」を目指し、親子読書の促進、園における読書環境整備、学校図書館の整備、読み聞かせボランティアの活動推進など、図書館、園・学校、ボランティア、家庭が連携して読み聞かせ・読書を推進し、子どもたちが感受性を磨き、言葉の力を育み、想像力や思考力が豊かになるよう努めます。

②郷土を愛し未来を創る御前崎人の育成支援

- 青少年リーダー育成事業をはじめ、企業や関係団体と協力したエネルギー教育や海洋体験活動などを通じて愛郷心を育みます。
- 地域資源を生かした生きた学びの場の提供や、小中学校での総合的な学習の時間などでの地域教材によるキャリア教育の実施、地域行事への積極的な参加促進によって、郷土に誇りと愛着を持ち、将来もこの地域に住み続け、活躍する人材を育成します。

③子どもたちの生活習慣の安定(ゲーム障害・ネット依存の防止)

- スクラム・スクール運営協議会を中心に、市をあげて「子どもたちの生活習慣の安定」、特に「ゲーム障害・ネット依存の防止」に重点的に取り組みます。

④地域の子どもは地域で育てる教育の推進

- 地域の子どもは地域で守り、育てる意識の定着と地域における自発的な活動が促進できるように関係者に働きかけていきます。また、地域における青少年健全育成活動がスムーズに行えるように、地区センターとの連携を図ります。
- 青少年健全育成サポート隊、こども110番の家、青少年補導員の活動などの継続・強化を図り、地域における青少年健全育成を推進します。また、スクラムグッドマナー運動を中心に、挨拶運動や地域行事への参加をさらに推進していきます。
- 家庭の教育力向上を図るため、保護者が抱える子育てに関する悩みや不安の相談、家庭教育の学びの充実に努めます。また、だれでも参加できる家庭教育支援の場の継続・充実に努めます。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①青少年指導者初級認定者数	163人	300人
②地域の行事に参加する児童・生徒数の割合	54%	70%
③毎日(平日)同じくらいの時刻に寝ている児童・生徒の割合	78.6%	85.0%
④家庭教育支援の場	3ヶ所	5ヶ所

基本目標 5 郷土を愛し 未来を創る 人づくり

政策 2 スクラム・スクール・プラン（園・小・中・高の途切れのない教育）で推進する子どもの育成

施策 1 生きていく力の基礎の育成

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- 核家族化や共働き世帯、ひとり親世帯の増加、就労形態の多様化などにより、幼稚園・保育園・こども園に対するニーズも変化しており、きめ細やかな質の高い保育が求められています。
- 年々高まる長時間保育の希望増加により、入園調整による適正な振り分け、受け入れ体制や保育環境の拡充を図っていく必要があります。
- スクラム・スクール・プランが定着し、園・小学校・中学校・高校の日常的な連携が図られるようになりました。一貫した教育観、子供観のもと、幼児教育・保育のなかで「好奇心を持って夢中になる子ども」の育成を目指した職員研修の充実を図っています。また、幼児教育から小学校教育へのなめらかな接続を目指す取り組みとして就学準備冊子「アプローチ・スタートアップブック」を作成し、就学前の保護者に配布、働きかけをすることで園・小学校の接続と保護者支援につなげています。
- 発達障害や言語発達の遅れが心配される子どもや、集団生活を送る上で支援が必要な子どもへの早期対応が重要視されています。その子に合った学びの場が、自信や力を伸ばす最適な環境と考え、適切な支援と指導をしていく必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- アプローチ・スタートアップブックの作成

■施策の方針

- 乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。そのため、乳幼児期からの安定した生活を基礎に、園での主体的な遊びを通して、人として生きていく力の基礎を育てていきます。また、園での学びを小学校でさらに伸ばしていけるよう、幼児教育から小学校教育になめらかに接続できる体制・環境の整備・充実を図ります。

■施策の柱・目標

①「好奇心を持って夢中になる子ども」の育成

- 幼稚園・保育園・こども園がスクラムを組んで、自発的な遊びや体験を重視した教育・保育体制や環境の拡充を図り、「好奇心を持って夢中になる子ども」を育成します。
- 園・小学校・中学校・高校のスクラムを生かした職員の研修を継続し深めます。

②親の学びや育ちを応援する家庭教育支援の充実

- 家庭との連絡や情報発信を強化し、一緒に子どもを育てていく意識の向上を図ります。
- こども未来課と連携を図り子育て支援センターを通じて、在園児以外の保護者の教育や育児相談・支援を充実させます。
- 各園での懇談会や入学説明会などで、アプローチ・スタートアップブックを活用し、家庭への支援と小学校へのなめらかな接続につなげていきます。

③乳幼児期における個性伸長支援教育の推進

- 関係機関と連携・協力し、早期からの発達支援を充実させることによって、子どもの個性の伸長を図るとともに、保護者の不安解消に努め、よりよい就学支援につなげていきます。
- 職員や支援員の資質向上と効果的な支援を行うため、各種研修会を実施します。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①「園に通うことを楽しみにしている」子どもの割合	93%	95%
②園におけるクラス数に対する支援員の割合	58%	70%

基本目標 5 郷土を愛し 未来を創る 人づくり

政策 2 スクラム・スクール・プラン（園・小・中・高の途切れのない教育）で推進する子どもの育成

施策 2 変化の激しい今後の社会を生き抜くための資質・能力の育成

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- スクラム・スクール・プランが定着し、園・小学校・中学校の日常的な連携が図られるようになりました。また、スクラム研究会などの実施によって、職員の子ども観、教育観の共有を図り、児童にとって魅力ある授業づくりに努めています。引き続き、スクラム・スクール・プランを推進し、変化の激しい今後の社会を生き抜くための資質・能力を育むことが求められています。
- 人間関係や学習内容の定着などを理由とする学校生活に対応できない児童生徒、特別な支援を必要とする児童生徒は年々増加傾向にあります。また、不登校児童生徒数の割合が、他市町と比較して高い状態が続いています。こうした児童生徒などに対して、きめ細やかな指導や支援を図っていく必要があります。
- 児童生徒の体力低下も課題となっています。スポーツ少年団の取り組みや部活動が充実したものとなっている一方で、国が主導している教職員の働き方改革に伴い、部活動の社会体育への移行なども検討が必要となっています。
- ICT機器（電子黒板やクラウド型教材）を授業に積極的に取り入れていく一方で、職員のスキル不足が懸念されています。今後、環境整備や研修会の充実を図り、支援していく必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- スクラム研修会

■施策の方針

- 園・学校が緊密に連携したスクラム・スクール・プランを推進し、変化の激しいこれからの社会を自立した人間として、他者と協働しながら創造的に生きていくための基礎となる資質・能力の育成や体力の向上を図ります。また、児童生徒一人一人に対し、きめ細やかに対応する教育体制の充実を図ります。

■施策の柱・目標

①互いの人権を尊重する教育の推進

- 人権について理解を深め、生活において最優先される基本ルールが人権であることを認識し、お互いが安心して生活できるよう、いじめ、偏見・差別、誹謗中傷などがなく、周囲への思いやりを大切にする教育の充実を図ります。

②基礎となる資質・能力の育成

- スクラム・スクール・プランのさらなる推進を図り、変化の激しい今後の社会を生き抜くための基礎となる、知識・技能、自ら問う力、思考力・表現力、主体的に人や社会と関わる力などの育成を図ります。

③体力の向上と健康課題への対応

- インターネットやゲームに費やす時間の増加とともに、運動をしない子どもたちが増加しているなかで、学校や社会全体でさまざまな運動を経験できるような環境を整え、体力の向上を図ります。また、多様化、深刻化する健康課題への組織的な対応を進めます。

④個にきめ細やかに対応する教育体制の充実

- 特別な支援を必要とする子どもや不登校に悩む子どもなどに対し、個別支援の充実や特別支援教育の推進を図ります。また、児童生徒一人一人に応じた教育を推進するために、授業改善アドバイザーや学力向上コンサルタント、しおかぜ先生を配置するなど、個にきめ細やかな指導や支援ができる教育体制の充実を図ります。

⑤情報機器の効果的な活用の研究・実践

- ICT活用研修の充実を図り、一人一台PC導入によって、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された創造性を育むことのできる教育の充実を図ります。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①標準学力調査の全国平均正答率の差（小2～小5）	-5.2 ^ポ	-5 ^ポ 以内
②小・中学校に通う児童の欠席率	3%	2%

※R4.10_単位修正

基本目標 5 郷土を愛し 未来を創る 人づくり

政策 2 スクラム・スクール・プラン（園・小・中・高の途切れのない教育）で推進する子どもの育成

施策 3 子どもたちが可能性に挑戦できる教育環境の整備

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- 老朽化が進んでいた浜岡中学校の校舎の建て替え工事を進め、浜岡保育園も建て替えとともに民営化を図りました。
- 少子化に伴い、各学校の児童生徒数は減少しています。また、築40年以上経過する学校施設など施設の老朽化が進んでおり、児童生徒数の減少に対応できる学校施設の改修や、老朽化する施設の長寿命化を図っていく必要があります。
- 文部科学省が進めるGIGAスクールネットワーク構想によって、本市でも児童生徒1人1台の端末整備を進めてきましたが、学校現場でのパソコンの活用やルールづくりなど、運用面での整備が必要となるとともに、ICT教育機器の導入やICT機器を活用する人材育成が必要となります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 浜岡中学校の建替え
- 浜岡保育園の建替え・民営化（やまもも保育園）
- トイレの洋式化
- パソコン整備

■施策の方針

- 子どもの数の減少や学校施設の老朽化、ICT教育の急速な推進など、教育環境を取り巻く環境に適切に対応し、すべての子どもたちが可能性に挑戦できる快適な教育環境の整備を推進します。

■施策の柱・目標

①将来を見通した学校再編計画及び施設の長期改修計画の作成

- 少子化が進むなかで、将来の子どもの数を見据え、適正規模を確保できる学区の再編など、学校再編計画の策定を推進します。
- 学校再編計画にあわせ、児童生徒数の減少に対応できる学校施設の改修や老朽化する施設の長寿命化に向けた、施設の長期改修計画の策定を推進します。

②ICT教育機器の導入の推進

- 児童生徒の1人1台の端末整備が整いつつあるなかで、こうした環境を生かすためのICT教育機器の選定、導入を推進するとともに、ICT機器を効果的に活用する教員の育成を図ります。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①学校再編計画の策定	—	策定
②学校施設の長期改修計画の策定	—	策定
③電子黒板等ICT教育機器等の導入計画の策定	—	策定

基本目標 5 郷土を愛し 未来を創る 人づくり

政策 2 スクラム・スクール・プラン（園・小・中・高の途切れのない教育）で推進する子どもの育成

施策 4 子どもたちの心と体を支える安全で魅力ある学校給食の提供



■施策を取り巻く状況・課題

- 2021年（令和3年）9月の供用開始を目指し、新学校給食センターを建設中です。
- 厳しい衛生管理の下、バランスのとれた栄養のある食事の提供によって、園児・児童・生徒の健康の増進および体位の向上を図るとともに、食を通じて生き抜くための資質・能力を育む食育を推進しています。引き続き、食物アレルギーを有する園児・児童・生徒に対して適切に対応するなど、安全で魅力ある学校給食を提供していく必要があります。
- 月1回の「ふるさと給食の日」など、食材はできる限り地元で取れる食材を使用するよう努めており、「生きた教材」として食育に活用できるよう地産地消を推進しています。地産地消をさらに推進するため、地元生産者などとの連携を強め、地場産の食材を積極的に活用していく必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 新給食センターの建設（2021年（令和3年）9月供用開始予定）
- 給食費の無料化

■施策の方針

- 安全・安心でおいしい給食を提供するため、新学校給食センターの機能などを生かし、調理・配送における食品安全衛生管理を徹底するとともに、食物アレルギーを有する園児・児童・生徒への的確な対応食を提供します。さらに、園・学校に対し、生き抜くための資質・能力を育てる食育を推進し、家庭に対しても家庭の食卓の大切さを伝えていきます。

■施策の柱・目標

①新学校給食センターの機能を生かした安全で魅力的な給食の提供

- 新学校給食センターの建設を推進します。新学校給食センターでは、ハサップ方式^{※1}による衛生管理の徹底などによって、安全で魅力的な給食の提供を推進します。
- 食物アレルギーを有する園児・児童・生徒に対しては、保護者、学校、園、栄養教諭などが個別面談などによって連携を図り、アレルギー食材の除去などの的確な対応食を提供します。
- 学校給食そのものを「生きた教材」として活用できるような献立づくりを行い、望ましい食事モデルとして提供するとともに、食のまちづくり条例を通じた連携・学校給食への活用を図っていきます。

②食育の推進と地場産食材の活用拡大

- 食育による園児・児童・生徒の健康増進や栄養管理などに対する意識の向上を図るために、給食の時間と教科などを関連させた活動に取り組みます。
- 保護者には家庭の食卓の大切さを伝える食育の推進に努めます。
- 食育には、地域の産物や食文化を理解することも大切であることから、地元生産者や関係機関と十分連携し、計画的・安定的に地場産の食材を活用できるよう食材の供給システムの構築、拡大に向けて取り組みます。
- 給食の食べ残しを少なくするよう食育の推進や献立の工夫に努めます。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①食材の地産地消率	県内産37.4 % 市内産26.3 %	県内産63.0 % 市内産31.0 %
②給食に対する満足度	—	80%

※1 ハサップ方式：食品など事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入など、疾病や障害を起こす可能性がある危害要因を把握したうえで、原材料入荷から食品の配送に至る全工程のなかで、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、食品安全を確保しようとする衛生管理の手法

基本目標 5 郷土を愛し 未来を創る 人づくり

政策 3 自分とみんなの学びによって地域の活力となる学びの循環づくり

施策 1 笑顔でつながる学びの輪の醸成

関連するSDGs



■**施策を取り巻く状況・課題**

- 生涯学習の拠点としての役割を担ってきた公民館を地区センターに移行しました。今後は、地区主体の生涯学習講座と市民ニーズに応じた生涯学習講座に分類・充実していく必要があります。
- 2020年（令和2年）7月に実施した「学びに関するアンケート（生涯学習アンケート）」では、この1年間に講座・活動に「参加していない」と回答した人の割合が約6割を占めています。40代以下の世代では、「忙しくて時間が取れない方」が多く、生涯学習活動への支援を行うにあたって、人生のライフステージに応じた学びのスタイルや学びの場を検討する必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 御前崎市生涯学習基本方針の策定

■**施策の方針**

- 社会の多様化によってさまざまな考え方を認め合い、笑顔で楽しく学ぶことで継続的な学びを推進し、学びの輪を醸成します。学びの輪によって「学びを次世代へつなぐまち」、「生涯通じて学び続けるまち」を目指します。

■施策の柱・目標

①「おまえざき学びの航海図」の作成・活用と生涯学習講座等の充実

- 学びを通じたライフステージごとの目指す姿と、市内の学びの場を示したものを「学びの航海図」として作成・活用し、市民一人一人が、世代にあった主体的な学びと、継続的な学びにより豊かな人生を思い描き、具体化していく取り組みを進めます。
- 地区センターによる地区主体の講座と市民ニーズに応じた市直営の講座に分類・充実し、市民へさらなる学びの場を提供していきます。また、各種講座の情報を一元化し市民へ分かりやすく周知していきます。

②「学びの循環」の仕組みづくりの推進

- 生涯学習は、個人の学びを自己の充実や豊かな人生の実現につなげます。また、学びを通じた人と人とのつながりの醸成は地域の活力になります。学んだことをまちづくりへ生かすことができるよう、学習者への働きかけや、庁内の連携を進めます。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①生涯学習講座参加者の満足度（市民講座）	—	95%
②自己を磨く努力を実施している市民の割合	36%	40%

基本目標 5 郷土を愛し 未来を創る 人づくり

政策 3 自分とみんなの学びによって地域の活力となる学びの循環づくり

施策 2 市民の豊かな心を育み、暮らしに寄り添う図書館づくり

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- スマートフォンやパソコンなどの情報メディアの普及や生活環境の変化などによって、全国的に読書離れ・活字離れが指摘されており、特に幼児期からの読書習慣の未形成などによる子どもの読書離れが懸念されています。
- 本市では、ブックスタート事業や、図書館や児童館でのおはなし会の開催、朝読書などの各学校における読書指導など、子ども読書活動に積極的に取り組んでいますが、図書館の貸出冊数は年々減少傾向にあります。引き続き、乳幼児期から本に親しむ習慣を身につけるよう子ども読書活動のさらなる取り組みを推進することが求められます。
- 時代の変化に伴い、学習目的や学習方法が高度化・多様化していることから、ICT技術の積極的な活用などにより、新たなニーズに対応するための図書館サービスの充実、利用しやすく暮らしに役立つ図書館づくりを進めていく必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 御前崎市子ども読書活動推進計画（第2次計画）の策定
- ブックスタート事業への支援
- 読み聞かせボランティア研修会の実施

■施策の方針

- 図書館は生涯学習の拠点として、ICT技術などの積極的な活用などによる市民ニーズに対応したサービスの充実に努め、誰もが利用しやすく、市民に親しまれる図書館を目指します。また、子どもたちが本に親しむことによって、感受性や思いやり、言葉の力を育み、想像力や思考力が身につくよう、読書環境づくりに努めます。

■施策の柱・目標

①子どもの読書活動の推進

- 子どもの豊かな読書活動を支える図書の充実に努めます。
- ブックスタート事業への支援、市立図書館や児童図書館での読み聞かせなど、子どもが多くの本に出会い、本を通して豊かな心を育むよう、読書に親しむ機会を提供します。
- 子ども読書活動推進計画に基づき、関係教育機関及びボランティアなどと連携しながら、子どもたちが本に親しむ環境の整備・充実に努めます。

②生涯学習拠点としての施設の充実

- 知的好奇心を満たし、読書の楽しさが増すよう、市民ニーズに即した蔵書構成の構築に努めます。
- 市民の課題解決を支援するとともに、生活に役立つ情報や地域の情報を集約して提供するなど、地域資料の収集にも力を入れ、地域の身近な情報拠点としての機能強化を図ります。

③将来を見据えた図書館のスマート化の推進

- ICT技術などの活用による情報提供を充実させるため、電子書籍の閲覧・貸出サービス、さらに地域資料や情報を広く活用・PRする手段としてのデジタルアーカイブの導入を視野に入れた対応を検討していきます。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①御前崎市の子どもの1人当たりの年間児童書貸出冊数	26.9冊/年	28冊以上/年
②図書館サービスの充実に満足している市民の割合	92.9%	91.0%以上 (維持)
③年間利用者数（年間来館者+図書館サービス利用者）	148,856人/年	150,000人/年

基本目標 5 郷土を愛し 未来を創る 人づくり

政策 3 自分とみんなの学びによって地域の活力となる学びの循環づくり

施策 3 心身ともに健康な市民を目指したスポーツの振興

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- ライフスタイルが変化するなか、市民一人一人が年齢、体力、目的に応じたスポーツに取り組めるよう、スポーツ推進委員会を中心に軽スポーツの教室や大会を開催しています。市民の健康づくりや体力づくりに向け、引き続きライフステージに応じた多様なスポーツの場の提供・充実を図っていく必要があります。
- 特に、幼児期においては、遊びを通して体を動かすことの喜びや、運動することの楽しさを経験する機会の提供が必要となっています。
- 御前崎市体育協会では、市内の体育・スポーツの振興を図るとともに、市民の健康の増進に資することを目的とし、各種大会や講習会などの開催をはじめ、体育団体の強化発展、スポーツ少年団の育成強化に努めています。しかし、少子化による団員不足や、指導者の高齢化、後継者不足などが各種団体の維持・継続に向けて課題となっています。
- スポーツを活用した地域振興に取り組んでいますが、新たなスポーツ文化を確立していく基盤を地域社会に求め、スポーツの意義や価値を広く地域住民が共有し、スポーツを楽しめる環境をつくり、健康な体づくりを推進することが求められています。

前期基本計画での
主な取り組み

- マリンパークマラソン、駅伝大会の開催
- 軽スポーツの教室・大会の開催

■施策の方針

- 生涯を通じて健康な体をつくるため、基礎体力の向上に向け取り組むことは大切なことです。幼少期の基礎体力の向上から、市民一人一人が年齢、体力、目的に応じ生涯を通じてスポーツに取り組める環境を提供するなど、心身ともに健康な市民を目指したスポーツの振興を図っていきます。

■施策の柱・目標

①幼児期からの運動環境整備による基礎体力の向上

- 幼児を対象としたスポーツ教室の開催などによって、幼児期から運動を身近に感じることができる環境を整え、基礎体力の向上を図ります。

②生涯を通して運動できる環境づくりとスポーツ団体による主体的活動への支援

- 軽スポーツ教室の拡充など、生涯学習の一環として、誰もが気軽に運動をできる機会や環境づくりに努めるとともに、市体育協会と連携しながら、スポーツ団体が主体となった活動を支援し、市民の体力維持・向上を図ります。
- 市民がスポーツに身近に触れ合え、スポーツを楽しめる環境を整えていくため、企業や団体と積極的に連携していきます。

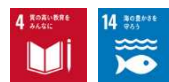
指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①幼児を対象としたスポーツ教室の開催	13回/年	15回/年
②軽スポーツを取り入れた教室・大会への参加者数	397人/年	450人/年

基本目標 5 郷土を愛し 未来を創る 人づくり

政策 3 自分とみんなの学びによって地域の活力となる学びの循環づくり

施策 4 文化・芸術の継承と振興及び文化財の保護と活用

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- 文化・芸術に触れる機会として、文化団体などと連携し文化祭を開催しているほか、「文芸おまえぎ」の発行などの文化・芸術活動を展開していますが、文化団体における会員数の減少や高齢化が進んでいます。地域文化を継承していく上でも、子どもや若者が本物の文化・芸術に触れ、豊かな感性や創造性を育む機会を充実する必要があります。
- 本市には国指定文化財の「御前崎のウミガメ及び産卵地」と「白羽の風蝕礫産地」をはじめ、県指定や市指定の貴重な文化財とともに、未指定の文化財候補も数多く存在しています。これら、現在まで残されてきた多様な文化財は、本市の文化全体の豊かさの基盤であり、後世への確実な継承が必要であることから、保存や公開・活用を行っています。しかし、市民の地域文化財に対する関心を高め、誇りを培っていくための取り組みは、まだ不足しているとともに、過疎化や少子高齢化などによる文化財の担い手の不足などが深刻化しています。
- 市内小中学校ではウミガメの生息環境を改善し、地域の自然を大切にする海岸清掃活動「亀バックホーム大作戦」などに取り組んでいます。しかし、海岸浸食や海岸漂着物の影響などで、指定された当時より産卵環境が悪化しており、文化財として保護・継承していくためには産卵環境の改善と市民への周知を図っていく必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 御前崎学び歩きマップの作成
- 徳川慶喜揮毫の池宮神社扁額を市有形文化財に指定

■施策の方針

- 歴史ある重要な文化財を保護・継承するとともに積極的に活用し、次世代を担う子どもから高齢者まで幅広い年齢層に周知することによって、自然豊かな歴史ある郷土への誇りと愛着を育みます。また、多くの市民が本物の文化・芸術に触れる機会を提供していきます。

■施策の柱・目標

①市民が文化・芸術に触れる機会の提供と文化団体による主体的活動への支援

- 子どもから大人まで多くの市民が「発表、鑑賞、体験する」文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、文化団体が主体的に活動できるように支援します。

②市民による文化財継承と子どもたちが文化財に親しむ機会の提供

- 指定文化財の適正な保護・保全を図るとともに、市文化財保護審議会において未指定の文化財候補について候補選定を行い、計画的な指定を目指します。
- 文化財の調査・指定・情報発信を通し、市民の文化財への理解・愛護意識を高めていくとともに、文化財を継承していく次代を担う人材の育成を図っていきます。
- 小中学校で埋蔵文化財や指定文化財などを紹介する文化財出張授業を積極的に行うなど、学校教育と連携しながら、子どもたちが文化財を学び、親しむ機会を提供します。

③ウミガメの生息環境の保護とその啓発活動の推進

- 貴重な文化財であるウミガメを保護するため、産卵環境の改善・保全に取り組むとともに、ウミガメの保護について市民の理解と関心を高めるための啓発活動に努めます。
- ウミガメの生息環境保護には、きれいな海岸が必要であるため、「亀バックホーム大作戦」や「緑の少年団」活動など、小中学校や環境団体と協力して海岸清掃などを継続していきます。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①指定文化財の指定数	32	33
②文化財講座の満足度	90%	90% (維持)
③ウミガメ保護活動の認知度	65.4%	80.0%

基本目標6【経営管理分野】

市民とともに経営する自律したまち

政 策	施 策	施策の柱・目標
6-1 市民力・地域力・行政組織力の向上	6-1-1 市民や団体が主体となり活躍できる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 市民協働と地域振興の推進 国際交流を担う人材の育成 男女共同参画社会の推進
	6-1-2 市民の期待に応える人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 職員の資質の向上 働き方改革の推進
6-2 公共施設マネジメントの推進	6-2-1 安全・安心で最適な公共施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の配置の最適化 インフラ資産の維持管理と老朽化対策の推進
6-3 健全で効果的な財政運営	6-3-1 経営感覚を生かした財政運営	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な財政運営の推進 効率的な予算執行の推進 安定した財政基盤の確保
6-4 有用性の高い情報活用	6-4-1 スマート自治体の実現	<ul style="list-style-type: none"> AI・ICT等の導入による市民サービスの向上 デジタル化による業務の効率化
	6-4-2 市民の生活を高める情報の提供と傾聴	<ul style="list-style-type: none"> 市民の生活を高める情報の提供 市民の生活を高める意見等の広聴
	6-4-3 シティプロモーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> シティプロモーションの推進とシティセールスの拡大 移住・定住化の促進
6-5 広域連携による効率的な行政運営	6-5-1 広域的な課題解決への対応	<ul style="list-style-type: none"> 周辺自治体や圏域を超えた広域連携の推進

基本目標 6 市民とともに経営する自律したまち

政策 1 市民力・地域力・行政組織力の向上

施策 1 市民や団体が主体となり活躍できる地域づくり



■施策を取り巻く状況・課題

- 地域の課題解決に向けて、自主的なまちづくり活動を行う市民活動団体は増加傾向にあり、2018年（平成30年）3月には御前崎市市民活動情報サイトをオープンしました。今後は、自立した活動ができるよう指導・助言を行い、継続的な活動を推進していく必要があります。
- 2020年（令和2年）4月より、“公民館”が新たに“地区センター”としてスタートを切りました。地域を取り巻く環境が大きく変化するなか、地域コミュニティを巡る状況はより厳しくなっています。地区センターを拠点として、地域住民が主体的・自主的に取り組む協議会を組織し、地域の課題解決を行う体制づくりと地域づくりを強化する必要があります。
- 国際交流を担う人材育成を目的に、小中学生や高校生を対象とした海外研修を実施しています。児童生徒の国際的な視野や感覚を養うことに繋がっており、引き続き取り組みを継続していく必要があります。また、地域に在住する外国人が安心した生活を送れるよう、日本語教育などを通じて理解を深め、自然に地域へ溶け込むことができる支援が必要となってきます。
- 男女共同参画社会の実現には、理解は進んでいるものの、依然として性別による固定的役割の意識や制度、慣行などが残っており、大きな壁となっています。男女の性別にとらわれず仕事や家事、育児、介護などの職場や家庭、地域における役割を認識し、地域ぐるみで支え合い、女性の個性や能力を伸ばす環境づくりを、身近なところから進めていく必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 御前崎市市民活動情報サイトのオープン
- 第3次御前崎市男女共同参画行動計画の策定
- 御前崎市女性人材バンク「やまももネット」の設置
- 公民館の地区センターへの移行

■施策の方針

- 市民協働、国際交流、男女共同参画など、市民や市民活動団体などが主体となり活躍できる地域づくりを通じて、地域の活性化を図ります。

■施策の柱・目標

①市民協働と地域振興の推進

- 市民や事業者、NPO法人をはじめとする市民活動団体などが主体となり、行政と連携したまちづくりを展開していくため、まちづくり活動支援金や地域協働支援アドバイザーの活用などにより、各種団体の活動支援を継続・強化し、地域活性化を図ります。
- 地区センターを拠点とした地域コミュニティ活動や社会教育の推進を継続・強化していきます。
- 学生と協働して地域の課題を解決するため、学生のフィールドワークの場としての活用を推進するとともに連携する学校の拡大を図ります。

②国際交流を担う人材の育成

- グローバル化する社会において、国際的な視野を持つ人材を育成します。
- 在住外国人と地域住民との交流を担う人材を育成します。

③男女共同参画社会の推進

- 男女共同参画の意識・啓発のため、研修会や講演会を開催します。
- 男女共同参画に積極的に取り組む企業・団体を情報誌やホームページで紹介するなど、民間の企業・団体などの女性参画の推進を支援していきます。
- 市政に女性のアイデアや考えを反映するため、女性人材バンク「やまももネット」を有効に活用し、市のさまざまな審議会や委員会などへの女性委員登用率の向上を図ります。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①行政と市民の協働への取り組みに満足している市民の割合	17.2%	25.0%
②地区センター施設利用者及び地区センター行事参加者数	178,387人/年	200,000人/年
③海外研修内容に満足している参加者数の割合	98.3%	100%
④男女が共同して参画する社会づくりに満足している市民の割合	18.6%	30.0%

基本目標 6 市民とともに経営する自律したまち

政策 1 市民力・地域力・行政組織力の向上

施策 2 市民の期待に応える人材の育成



■施策を取り巻く状況・課題

- 多様化・高度化する市民ニーズに柔軟に応えることができる職員を育成するために、各種研修への職員の派遣など、研修計画に基づき効果的に職員の能力開発を実施しています。また、自主研修助成制度を利用し、職員が職務遂行に必要な知識・技術の習得、職員の自己啓発及び能力開発を促進しています。今後も、こうした人材育成の取り組みを継続・強化するとともに、経験豊富な職員が減少していくなかで、蓄積してきたさまざまな技術やノウハウを若手職員らに継承していく必要があります。
- 市職員の働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進の一環として、2019年（平成31年）1月に「共同イクボス宣言」をしました。これをきっかけの一つとし、職員の働き方の見直しと意識改革を進めていく必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 市単独研修の実施、3市広域研修、県等他団体の研修への職員派遣
- 共同イクボス宣言
- 人事評価制度の充実
- 女性管理職の登用促進

■施策の方針

- 適正な定員管理と人員配置のもと、求められている職員像、必要とされる能力の習得のため、自ら学び育つ人材育成に取り組みます。また、職員一人一人の働き方を見直し、仕事と生活の調和を図りながら、能力を最大限発揮し、働きやすく働きがいを実感できる職場環境、明るい組織づくりを目指します。

■施策の柱・目標

①職員の資質の向上

- 行政サービスの向上のため、各種研修への参加や自主研修助成制度の利用を推奨し、職務遂行に必要な知識・技術の習得、職員の自己啓発及び能力開発を促進していきます。
- 経験豊富な職員の持つさまざまな技術やノウハウを、若手職員らに継承していく体制・組織づくりを進めていきます。
- 技術職員（土木・建築）の不足などを考慮し、引き続き人材の確保と育成に努めるとともに、任期付職員制度などの活用により多様な人材の確保に努めます。
- 職員の能力と業績の両面から評価する人事評価を実施し、職員の資質向上を図ります。

②働き方改革の推進

- 職員一人一人の働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ります。
- 職員一人一人が能力を最大限に発揮し、働きやすく働きがいを実感できる職場環境づくりを目指していきます。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①市役所の仕事に満足している市民の割合	43.6%	70.0%
②仕事にやりがいを感じている職員の割合	78.3%	90.0%

基本目標 6 市民とともに経営する自律したまち

政策 2 公共施設マネジメントの推進

施策 1 安全・安心で最適な公共施設の運営

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- 人口減少により歳入は減少する一方、歳出は、経常的経費が増加傾向、投資的経費は減少傾向にあります。市が保有する建築後30年以上を経過した公共施設は全体の33%であり、10年後にはその割合が67%となり、多くの公共施設において修繕費用の増加が予想されています。
- 限られた財源のなかで、今後見込まれる公共施設の大規模修繕費用、維持管理費用を賄うために、計画的に維持保全を行うとともに、各年の支出額を平準化する必要があります。
- 市営住宅や橋梁、上水道施設、下水道施設などについては、それぞれ長寿命化・更新・修繕計画に基づき、維持管理を行っています。今後も個別施設計画の策定や公共施設等総合管理計画の改定により、公共施設の維持管理の最適化を図っていく必要があります。
- インフラ資産については、原則として「事後保全」から「予防保全」に保全方法を転換するなど、これまでの手法にとどまらず、あらゆる方策を模索・検討していくことが必要です。

前期基本計画での
主な取り組み

- 個別施設計画の策定

■施策の方針

- 市が保有する公共施設の老朽化対策を効率的、効果的に進める長寿命化や、施設の再配置（公共施設の多機能化、複合化などの統廃合）など、公共施設を資産として最適に維持管理し、有効活用を図る公共施設マネジメントに取り組みます。また、他の政策分野と融合を図りながら、取り組みを着実に推進し、市民とともに安全・安心・最適な公共施設の構築を進めることで、まちづくりをはじめ市の活性化、市民生活の質のさらなる向上を目指します。

■施策の柱・目標

①公共建築物の配置の最適化

- 市民の理解と容認を得ながら、施設の再配置（公共施設の多機能化、複合化などの統廃合）を推進することで、運営コストを減らしていきます。必要な施設については、個別施設計画などに基づく計画的な改修などにより建物の長寿命化を図っていきます。
- 施設の再配置などにあたっては、施設ごと将来的な必要性、段階的な統廃合に向けた検討を行い、利用者のサービス維持、代替機能の確保、地域性への配慮、運営コストの適正化などについて、市民との協働により多面的な検討を行います。

②インフラ資産の維持管理と老朽化対策の推進

- 近い将来、高度成長期に建設された多くの社会資本が更新期を迎えるため、最適な維持管理を行うよう、市有施設の維持管理コストの低減を図り、インフラ資産の長寿命化の取り組みを推進します。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①公共施設の延床面積の削減値	160,449m ²	152,426m ² (0.5割減)

基本目標 6 市民とともに経営する自律したまち

政策 3 健全で効果的な財政運営

施策 1 経営感覚を生かした財政運営

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- 2006年度（平成18年度）をピークに市税からの収入は減収を続けています。ピーク時と比較すると2019年度（令和元年度）は約40億円もの市税が減収していますが、減収のスピードに経費の削減が思うように進んでおらず、財政の硬直化への懸念が高まっています。
- 人口減少や高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症の流行により、今後市税からの収入がさらに減少すると見込まれるなかで、更なる行財政改革を推進し、持続可能な財政運営をしていかななくてはなりません。

前期基本計画での
主な取り組み

- 中長期財政計画の策定

■施策の方針

- 市民が将来にわたって安定的な行政サービスを受けられるようにするために、財政運営に経営の視点を取り入れ、計画的かつ効率的に執行するとともに、財務情報をわかりやすく開示し、市民がチェックできる仕組みをつくります。また、安定した歳入を確保するため、市税の期限内納付を推進するとともに、新たな財源の確保に努めます。

■施策の柱・目標

①計画的な財政運営の推進

- 中長期財政計画に基づき、現金収支のほか、基金残高や債務残高などの指標を考慮した、計画的な財政運営を行います。
- 予算の選択と集中を図るため、総合計画と予算編成の連動を検討し、効率的な予算編成に努めます。

②効率的な予算執行の推進

- 経常的事務経費削減のため、職員一人一人がコスト削減の意識を持ち、事務事業などを見直すとともに、実施計画と連動させ優先度の高い重点施策への財源配分を行い、財源の計画的かつ効率的な運用に努めます。
- 市の経営情報を市民に説明するために、公会計財務書類などの財務情報をわかりやすく公表します。

③安定した財政基盤の確保

- 税収を安定的に確保するため、適正な課税と市税の期限内納付を推進し、収納率の向上を図ります。
- 公平性の観点から各種延滞債権の積極的な滞納整理を行います。
- 公共施設の運営コストを踏まえて、定期的に使用料、手数料の受益者負担の適正化を図ります。
- 自主財源を確保するため、企業誘致や人口減少対策を着実に実施し、税収減を抑制するとともに、市全体で新たな歳入の確保に取り組みます。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①経常収支比率	87.2%	85.0%以下
②自主財政比率	58.3%	60.0%以上

基本目標 6 市民とともに経営する自律したまち

政策 4 有用性の高い情報活用

施策 1 スマート自治体の実現

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- 行政サービスの効率化、市民の利便性の向上を図るため、電子申請手続きシステムの構築、携帯電話などのスマートデバイスへの情報発信などのシステム構築を行ってきました。ICT（情報通信技術）の急速な発展とそれに伴う情報関連サービスの拡大が進むなかで、引き続き、最新技術を導入し行政サービスの充実を図るとともに、利用者の利便性のさらなる向上を図る必要があります。
- 庁外からでも決裁や作業ができるモバイル環境の整備など、ICT導入による業務の効率化に積極的に取り組んでいます。引き続き市役所のICT化により、クラウドサービスへの移行を推進し、職員の事務軽減を図るとともに、新たなサービスの提供を研究し、業務の効率化を図る必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 情報セキュリティ対策の強化

■施策の方針

- 市民がいつでも、どこでも知りたい情報を入手でき、市役所に来庁しなくても申請できるシステムなどの整備に取り組み、市民の利便性の向上を図ります。また、最新技術の導入により、職員の事務の効率化、市民の利便性のさらなる向上を図ります。

■施策の柱・目標

①AI・ICT等の導入による市民サービスの向上

- 行政サービスへのAI(人工知能)やPRA(業務自動化)などの最新技術の導入により、手続きの簡素化や効率化、待ち時間の短縮を図るなど、市民サービスの向上を推進します。

②デジタル化による業務の効率化

- 市役所のICT化により、システムの統一や各課で所有するサーバのクラウドへの移行を推進し、事業の効率化を図るとともに、経費の削減、職員の適切な人員配置による市民サービスの向上を図ります。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①電子申請可能率	48%	100%
②サーバからクラウドへの移行台数(2019年度(令和元年度)から移行したもの)	0台	10台

基本目標 6 市民とともに経営する自律したまち

政策 4 有用性の高い情報活用

施策 2 市民の生活を高める情報の提供と傾聴

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- 広報紙をはじめ、ホームページやSNSといったツールを活用し、行政情報やイベント情報などを発信しています。今後もそれぞれの特性を加味しながら情報の充実や発信体制を強化していく必要があります。
- 近年、急速にデジタルシフトが進み、私たちの環境のなかには膨大な情報が溢れています。市民にとっては「知りたい情報」、「必要とする情報」を取得しにくく、行政からの情報も伝わりづらい状況となっています。
- 市民との意見交換、情報共有の場として、「まちづくりふれあいトーク」を開催していますが、参加者が限られており、広く市民の意見を聴取できている場とはなっていない状況です。ホームページ上にも「ひらめき提案箱」を設置し、市民のアイデアや提案を募集していますが、投稿は年間10件程度にとどまっています。
- より多くの市民に市政への関心を高めてもらい幅広い世代に意見交換の場に参加してもらえるような工夫や意見、アイデアを聴く場、手段の拡充を図る必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- ホームページやSNS等を使った情報発信
- まちづくりふれあいトークの開催
- ひらめき提案箱の設置

■施策の方針

- 広報紙をはじめ、ホームページやSNSなどを活用し、さまざまな年代の市民に行政情報を発信し、市民生活の向上を図っていきます。また、市民の意見やアイデアが集まる場を大切にし、市政に反映できるように努めます。

■施策の柱・目標

①市民の生活を高める情報の提供

- 広報紙の紙面クオリティの向上やホームページのページ更新頻度の増加、SNSを使った情報発信を強化することで、市政への関心や理解促進を図ります。
- 市民の利便性や時代ニーズに合った効果的な情報発信体制を構築・運用します。

②市民の生活を高める意見等の広聴

- 対話によるまちづくりを推進するため、老若男女問わず大勢の人から提案や意見を聴取できるよう、広聴活動の機能拡大に努めます。
- ホームページ上の「ひらめき提案箱」の機能を維持しつつ、SNSなどを活用し市民からの意見聴取の機会を拡充します。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①市公式LINEの友だち登録者数	—	2,500人
②ひらめき提案箱やSNS等で寄せられた提案や意見の件数	16件/年	50件/年

基本目標 6 市民とともに経営する自律したまち

政策 4 有用性の高い情報活用

施策 3 シティプロモーションの推進

関連するSDGs



■施策を取り巻く状況・課題

- 人口減少や東京一極集中などの影響を受け、近年では全国各地の市町村がシティプロモーションに力を入れ、企業誘致や人口確保などのための「わが町自慢（観光地・産品・各種制度など）」の競争は激化しています。
- 本市においても、2016年（平成28年）をシティプロモーション元年として、市のブランドロゴ、ブランドメッセージの決定、シティプロモーションサイト（UMICO）の開設など、市の魅力の発信に積極的に取り組んでいます。引き続き、シティプロモーションを継続・強化していくことで、交流人口や関係人口、定住人口の増加に結びつけていく必要があります。
- 若者を中心とした転出超過が続いているなかで、移住PRムービーの作成や定住促進住宅取得補助金など、移住・定住の促進に向けて取り組んでいますが、近年の移住者（補助金利用者）は年間15人程度にとどまっています。今後も転出超過による人口減少が見込まれるなかで、地域の活力の維持、活性化を図るためには、移住・定住に向けた支援、取り組みを継続・強化していく必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- ・ 市のブランドロゴ、ブランドメッセージの決定
- ・ シティプロモーションサイト（UMICO）の開設
- ・ 移住PRムービーの作成
- ・ 移住・就業支援事業補助金、定住促進住宅取得補助金

■施策の方針

- 本市の魅力を戦略的、継続的に情報発信していくことにより、市民がより一層地元へ愛着や誇りを持てるよう、市外の人には「知る」「訪れる」「住む」という過程へのきっかけになるようなシティプロモーションに取り組み、地域の活性化や交流・関係人口の拡大、移住・定住に結びつけていきます。あわせて、移住・定住に向けた支援、受け入れ体制などの整備・充実を図っていきます。

■施策の柱・目標

①シティプロモーションの推進とシティセールスの拡大

- ブランドロゴ、ブランドメッセージ、シティプロモーションサイト（UMICO）などを通して、市が目指すシティプロモーションの姿を広く周知し、市の魅力の発見・発信に対する市民意識を高めます。
- イベントの積極的な開催、交流・PR活動を推進するとともに、御前崎スポーツ振興プロジェクト、大学生のフィールドワークとの連携を強化し、広く市外へシティセールスを拡大していきます。

②移住・定住化の促進

- 移住希望者への情報発信や相談対応などの受け入れ体制を充実するとともに、市内に住宅を取得した個人に対し補助し、移住・定住を促進します。
- 進学などに伴い本市を離れた若者に対し、都市部での継続的な交流会を開催し、市の魅力やまちづくりに対する意見交換の実施、出身者同士の交流拡大を支援するとともに、地元企業などの情報発信によるUターンを促進します。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①魅力度市町別ランキング（対象1,000市町村）	324位	200位
②今後も住み続けたいと思う市民の割合	68.4%	75.0%
③移住者数	799人	2,900人

基本目標 6 市民とともに経営する自律したまち

政策 5 広域連携による効率的な行政運営

施策 1 広域的な課題解決への対応



■施策を取り巻く状況・課題

- 人口減少や少子高齢社会の進行、施設や設備の老朽化に対する維持管理、医療、観光、福祉、産業振興など、各自治体では同じような課題を抱えています。また、市民ニーズの多様化や情報化社会の進展に伴い、高度化、広域化した行政課題、単独市町では解決が困難な行政課題が増えており、広域的な自治体間の連携の重要性は高まっています。
- 広域行政会議は県を交えての会議や、各地域の市町で開催されるものとさまざまです。本市も遠州広域行政推進会議など各種会議に参加し、周辺市町との広域連携を模索しています。引き続き、各種会議で情報共有を図りながら、周辺市町との連携を密に行い、行政事務の効率化や行政コストの削減、職員不足の解消などの効果が期待できる連携について、積極的に参加・導入を検討していく必要があります。

前期基本計画での
主な取り組み

- 広域行政推進のため広域行政構成市町での共同イベントの開催
- 広域行政の問題・課題の提起や解決のための事業展開

■施策の方針

- 周辺市町とさまざまな分野で相互に連携し、新たな広域的な政策、事業の展開により、魅力ある地域づくりを目指します。特定の共通課題については連携協約、一部事務組合や広域連合などによる効率的な行政運営について検討していきます。

■施策の柱・目標**①周辺自治体や圏域を超えた広域連携の推進**

- 周辺市町とさまざまな分野で相互に連携し、新たな広域的な政策、事業展開を図るとともに、広域での経済基盤と、魅力ある地域づくりを目指します。
- 特定の共通課題については連携協約、一部事務組合や広域連合などによる効率的な行政運営を目指します。

指 標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
①広域での事業実施回数	1回	10回

